

実 施 計 画 編

「 施 策 」 (案)

基本目標		
活力あるしまね（施策：20本）	・・・・・・・・	1
基本目標		
安心して暮らせるしまね（施策：26本）	・・	45
基本目標		
心豊かなしまね（施策：15本）	・・・・・・・・	99
計画の推進に向けた県の基本姿勢（施策：5本）	・・	133

基本目標

活力あるしまね
(施策20本)

施策 - 1 - 1	県内企業の経営・技術革新の支援
---------------	-----------------

目 的

経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。

現 状 と 課 題

県内製造業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向が続いているものの、出荷額・付加価値額については、平成 15 年に増加に転じ、近年は、誘致企業の工場増設が相次ぐなど景気回復の兆しが見られ、地域経済の牽引役として期待されるところで

す。地域間競争が激化する中、県内製造業には、経営規模が小さい、生産性が低い、営業力が弱い、二次・三次下請けの割合が多い、自社の固有技術を有していないなどの課題があります。

県内製造業が、このような課題を克服し、競争力を高めるためには、経営力の革新や技術力の強化による生産の革新、更には販路の拡大が必要です。

公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にある建設産業においては、経営の合理化や多角化、新分野への進出などによる経営の革新が求められます。

規制緩和やニーズの多様化など需要動向の大きな変化により、ビジネスチャンスが増えてきていることから、起業や新規事業への進出を促進していく必要があります。企業活動は国境を越えて展開されており、県内企業においても国際化の対応が必要となっています。

取 組 み の 方 向

県内企業の収益力の向上を図るためには、広く市場の状況を踏まえた上で、経営力の強化、技術力の向上、販路の拡大を行う必要があります。良質な情報や助言の提供、生産管理等の専門家の派遣、取引関係の多様化などの支援を行います。

建設産業が行う新分野に進出するための調査研究・初期投資や地域課題に対応した新たな事業化の取組みを支援します。

起業意欲を喚起するとともに、起業家・新規事業への進出に対するフォローアップ体制を充実します。

海外取引に関する知識の習得、自立化を図るための支援や海外取引の創出への支援を行うとともに、県内唯一の国際貿易港の浜田港を活用した県内企業の海外展開を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
製造業の従業員 1 人当たり付加価値額	万円	→	

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
戦略的取引先確保支援事業 〔担当課〕産業振興課	都内にコーディネーターやアドバイザーを配置するとともに、東京等で開催される各種展示会への出展助成を行うなど、県内製造業の首都圏等におけるマーケティングや市場開拓支援を行います。
起業家育成事業 〔担当課〕産業振興課	ビジネスプランの策定や起業のための知識の習得に向けて、主に若者を対象とした起業家スクールや小・中学生を対象としたベンチャーキッズスクールを開催します。
国際経済交流促進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	グローバル化が著しく進展する経済に対応するため、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ松江）などの関係機関と連携して、販路拡大など県内企業の海外展開を支援します。

施策 - 1 - 2	ソフト系 I T 産業の振興
---------------	----------------

目 的

多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系 I T 技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系 I T 企業の事業拡大を目指します。

現 状 と 課 題

我が国のソフト系 I T 企業の多くは大都市に集積し、仕事も人材も集中していますが、近年の情報産業の急速な市場拡大によって、人材の確保がついていけない状況が生じています。

県内のソフト系 I T 産業は、県内を拠点に全国展開を進めるソフトウェア企業もあるなど、売上高・従業者とも増加傾向にあります。

松江市在住者が開発したオープンソースのプログラミング言語「Ruby」が、国内外から注目を集めており、今後各種業務への活用が急速に進む可能性があります。今後更に発展する可能性のある分野ですが、産業集積を図るためには、官公需、下請け依存体質からの転換や人材育成、関連企業の立地などを進めていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

島根大学や松江高専等と協力しながら、ソフト系 I T 産業の成長を支える専門性の高い人材の育成・確保を行うなどして、県内のソフト系 I T 企業の事業拡大を支援します。

大都市からの業務獲得に向けて、ビジネスマッチングや取引先確保のための見本市出店等の支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
ソフト系 I T 産業の売上高	億円		
ソフト系 I T 産業の従業者数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
-----	----

施策 - 1 - 3	新産業・新事業の創出
---------------	------------

目 的

県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。


現 状 と 課 題

ものづくり産業においても、国内では高付加価値品、海外では汎用品を生産するというように国内と海外の役割分担が明確となっており、競争力のある独自技術や製品を有した事業展開を行っていくことが一層強く求められてきています。競争力のある独自技術や製品を構築するには、技術開発や研究開発に取り組む必要がありますが、県内の企業は総じて、資本・人材が乏しく、研究開発体制も脆弱であり、県内企業の自助努力を促すだけでは、本県産業のイノベーション（技術革新・経営革新）は進みにくい状況にあります。産学官連携体制のもとで新しい技術開発や材料開発等に取り組み、開発した成果を県内企業に移転し事業化につなげるほか、新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発による新事業進出に意欲的に取り組む企業を積極的に支援していく必要があります。

取 組 み の 方 向

新産業の創出にあたっては、県内外の有識者の知見を活かすとともに、事業化に意欲のある企業等と一体となって研究開発を進め、その開発成果を県内企業へ技術移転し、新たな事業化を目指します。新しい技術や製品等を開発しようとする企業に対し、市場ニーズの把握や見通しに基づいた開発が行われるようアドバイスを行うとともに、研究開発の支援や開発後のフォローアップ、事業化に向けた支援等を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>新産業創出プロジェクト 〔担当課〕産業振興課</p>	<p>県産業技術センターで研究開発を行った新技術や新素材に関する成果を県内企業に技術移転します。具体的には、熱制御材料及びシステムの開発、色素増感太陽電池の開発、プラズマ熱処理技術の開発、情報機器・システム・コンテンツの開発、健康食品群としての開発と販売促進を行います。</p>
<p>新製品・新技術創出助成事業 〔担当課〕産業振興課</p>	<p>県内企業や大学等が行う産業の高度化、新産業の創出につながる新製品・新技術の研究開発、及び市場調査や販売戦略構築に係る経費の一部を助成します。</p>

施策 - 1 - 4	企業誘致の推進
---------------	---------

目 的

県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。

現 状 と 課 題

近年、企業立地件数は高水準で推移し、誘致企業の事業活動が地域の経済や雇用に及ぼす影響はますます大きくなっています。

県内産業の高度化や活性化を図る上では、中小企業の競争力強化に合わせて、地域の産業特性に合った、波及効果の高い企業を誘致し、地域中小企業の取引拡大につなげる必要があります。

ソフト系 IT 産業が集積する首都圏等では、ソフトウェア開発需要は増大していますが、IT 技術者の確保が困難となっています。こうした状況から地方で開発業務を行いたいとするニーズは高まっています。

島根県においても、情報サービス業の事業所数、出荷額とも増加傾向にありますが、今後は、大学や高専等を卒業した若手 IT 技術者の受け皿や、大都市からの業務獲得の核となり得るソフト系 IT 企業の立地が必要となっています。

ブロードバンド時代が到来した現在、高速通信環境の整備など工業団地の立地環境等の向上を図る必要があります。

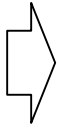
取 組 み の 方 向

生産技術力、製品分野の成長性、県の産業振興施策との関連性等を基準として、指定誘導業種を定め重点的に企業誘致を行います。

ソフト系 IT 企業に対する優遇制度を整備するとともに、豊かな自然と住みよい生活環境も活かしながら、首都圏等からの企業誘致を戦略的に推進していきます。

高速通信環境など工業団地の立地環境の向上や企業誘致体制の強化を図るとともに、誘致企業へのフォローアップ活動を一層充実します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
誘致企業の新規雇用者計画数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>県営工業団地等の分譲促進事業 〔担当課〕企業立地課 企業局経営課</p>	<p>県営工業団地の立地環境整備、分譲条件の緩和及び企業の初期投資の低減等を図り、工業団地の分譲を促進します。</p>
<p>企業誘致のためのPR活動事業 〔担当課〕企業立地課</p>	<p>企業側からのアプローチによる交渉機会の拡大を図るには、島根県内の立地環境や優遇制度等の情報を効果的に提供するため、ITを活用したPR活動や首都圏等での企業立地セミナーの開催を行います。</p>
<p>企業誘致活動と情報収集事務 〔担当課〕企業立地課</p>	<p>効果的な誘致活動を展開するため、重点誘致対象企業の設定、外部人材を活用した情報収集、情報管理・共有のシステム化及び市町村や民間企業との連携などに取り組みます。</p>
<p>企業立地促進資金等融資事務 〔担当課〕経営支援課</p>	<p>県条例により立地計画の認定を受けた企業や、一定の雇用増を伴う設備投資を計画している県内企業に対して、土地・建物・機械設備等の所要経費を長期・低利で融資します。</p>

施策 - 2 - 1	売れる農林水産品・加工品づくり
---------------	-----------------

目 的

農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うことで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えており、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりを進めていく必要があります。

農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、農薬や化学肥料を5割以上削減したエコロジー農産物、乳質の優れた生乳などの生産拡大や、市場評価の高いしまね和牛の安定生産が求められます。

林業では、国産材の需要が高まる中、市場ニーズに応じた安定的な供給が行えていない状況にあり、生産・流通体制の合理化により、安定的な供給を行っていく必要があります。

水産業では、水産資源の減少や漁獲コストの増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、漁業生産の安定と魚価の改善が求められます。

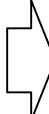
取 組 み の 方 向

農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、競争力のある産地の育成を目指します。また環境に配慮した生産を促進します。

林業では、森林の施業や経営の集約化、加工施設の協業化など木材を安定供給できる森づくりと流通の仕組みを構築するとともに、確かな品揃えができる製品づくりなどを進め、島根県産材の供給の拡大を目指します。

水産業では、消費者ニーズを反映した高鮮度、高品質な水産物の生産を推進し、付加価値の向上を目指すとともに、重点的な水産物にかかる資源管理や栽培漁業の取り組みを推進し、魚価の改善と生産の安定化を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
売れる米づくり推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	減農薬・減化学肥料栽培や地域資源を活用した米づくり、新品種「きぬむすめ」による新たなブランド米づくりなどによる地域の特色ある米づくりを支援します。
「環境を守る米づくり」推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	除草剤を使わない米づくりの推進を通じて消費者から支持される米づくりを実現し、環境保全と農業を両立させる「環境農業」の実現を図ります。
野菜振興県推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	野菜産地の安定した収益構造を構築するため、商品価値の高い農産物を計画的かつ安定的に生産・販売する仕組みづくりを行います。
環境農業を支援する流通販売対策事業 〔担当課〕農畜産振興課	環境農業の趣旨が的確に消費者に伝わり、それらの農産物購入につながる流通販売対策を検討・推進します。
種雄牛選抜事業 〔担当課〕農畜産振興課	能力の高い種雄牛の造成に取組み、市場評価の高いしまね和牛を生産します。
用排水施設等の保全・整備 〔担当課〕農地整備課	農業用排水施設の保全・整備を推進することで、農業用水の安定的確保と排水不良の解消を図り、収益性の高い売れる農作物の栽培が可能となる農業基盤を確保します。
林業公社森林整備支援事業 〔担当課〕林業課	良質な木材が安定的に生産できる森林を育成するため、林業公社の分収造林事業を支援します。
森林・林業・木材産業づくり交付金 〔担当課〕林業課、森林整備課	木材供給・利用量を拡大するため、間伐の推進や林業機械の導入、特用林産の振興など、地域のニーズに即した取り組みを総合的に支援します。
造林事業 〔担当課〕森林整備課	植林、間伐など適切な森林整備を推進し、経済的価値及び公益的機能が高い資源の造成を支援します。

事業名	概要
林道事業 〔担当課〕森林整備課	林産物の輸送の効率化を図るとともに、良質な木材を生産し、地球温暖化防止の効果も発揮する森林整備及び森林管理のための林道網整備を行います。
栽培漁業種苗生産事業 〔担当課〕水産課	有用水産資源の種苗放流や養殖に必要な優良種苗の大量かつ安定的な生産・供給を図り、つくり育てる漁業を効率的に推進します。
高付加価値技術開発事業 〔担当課〕水産課	新技術の導入等による品質の数値化技術を開発し、水産物の高品質化、ブランド化を図り、県産水産物の消費拡大を推進します。
漁場整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	「水の中の力持ちプラン」(島根県水産基盤整備計画：H18策定)に基づき、効果的な人工魚礁整備による水産資源の育成保護を行い、資源の維持・再生を目指します。

施策 - 2 - 2	県産品の販路開拓・拡大の支援
---------------	----------------

目 的

消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

島根県は、農林水産品・加工品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店をはじめとする多様な売り先や売り方を開拓するなど、販売の多チャンネル化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。

近年、台湾や中国など東アジアにおいて、安全で高品質な日本の食品への需要が高まっており、島根の農林水産品・加工品の輸出ルートの開拓に向けた取り組みが必要となってきました。

今後は、販路開拓、情報収集等のための仕組みづくりと、情報を整理し、新たな商品づくりに取り組む人材の育成が必要です。

取 組 み の 方 向

県外への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開を進めるとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。

地産地消の推進や、流通関係者へのPR強化等により、県内における消費や流通の拡大を図ります。

東アジアを中心とした輸出の促進に取り組むとともに、輸出業者や観光との連携などによる島根産品のブランド力の向上を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
県外の県産品取り扱い店舗数			
にほんばし島根館の年間販売額			

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>県産品の販路拡大事業 〔担当課〕しまねブランド推進課</p>	<p>にほんばし島根館の活用や、首都圏等大消費地の高級小売店等に対して販売促進活動に取組み顧客づくりや販売の多チャンネル化を進めます。</p>
<p>地産地消総合推進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課</p>	<p>地域内での地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりや消費者が地元でとれた農林水産物を地元で消費する愛用運動を進めます。</p>
<p>しまね農林水産物輸出関連対策事業 〔担当課〕しまねブランド推進課</p>	<p>台湾、上海をはじめとする東アジア等に対して、農林水産物輸出による販路の拡大や新たな価値の構築等の取組みを支援します。</p>
<p>島根材需要拡大促進事業 〔担当課〕 林業課</p>	<p>公共施設での県産材使用によるPR、県産材を活用した木造住宅の建築促進、新たな木材の需要開拓や加工技術の開発を推進するため、消費者への県産材製品利用を働きかけます。</p>
<p>売れるしまね水産物づくり推進プロジェクト事業 〔担当課〕 水産課</p>	<p>県内主要水産物の価格向上を目的として、販売戦略の構築とその実現に向け、消費地の仲買人等との意見交換や各地域の取組みの支援等を行います。</p>

目 的

新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を確保・育成します。

現 状 と 課 題

農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。近年、新規就業者や企業の参入、認定農業者、特定農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の確保・育成を図っていく必要があります。

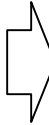
取 組 み の 方 向

新規就農者や農業参入企業、認定農業者、集落営農組織（特定農業法人・特定農業団体）は、これからの農業の担い手です。ほ場整備を通じた担い手への農地の利用集積や、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、安定した経営体として発展する担い手を育成します。

林業については、国産材の需要が高まりつつあるなか、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。

水産業については、新規漁業者、企業参入の確保を図り、産業として持続でき、競争力のある担い手を育成していきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>新規就農者確保事業 〔担当課〕農業経営課</p>	<p>就農阻害要因である農地の確保、技術不足や資金不足、農業経営や生活に係る諸問題の総合的解消、また、新規就農者を地域で育む体制の構築や初期負担の軽減のための支援を行います。</p>
<p>担い手育成に資する基盤整備 〔担当課〕農村整備課</p>	<p>競争力があり生産性の高い安定的な農業経営を行うため、ほ場整備を契機として中心的な担い手である認定農業者や農業経営体へ農地集積します。</p>
<p>林業担い手育成確保対策事業 〔担当課〕林業課</p>	<p>林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を進め、新規就業の円滑化、優秀な技術者の養成を図るため、島根県林業労働力確保支援センターを通じた就業相談、技術者養成研修等を行います。</p>
<p>新規就業者確保・育成事業 〔担当課〕水産課</p>	<p>漁業就業者確保育成センターを設置し、漁業就業者の求職、求人情報収集、提供、相談窓口の設置による活動を通して新規漁業就業希望者を確保し、研修等によって漁業就業者を育成します。</p>

施策 - 3 - 1	広域観光の推進
---------------	---------

目 的

県内各地域の特色を活かしつつ観光資源の広域的連携による観光商品開発を進め、工夫した情報発信を積極的に行い、国内はもとより国外も含めた誘客を促進します。

現 状 と 課 題

県内の各地域は、持てる観光資源の特色により、宿泊を伴う遠隔地からの観光客が多い地域や、比較的近隣からのレジャー客が多い地域など、差異があります。これからは、各地域の特色や強みを活かしつつ、広域的に繋ぐことにより、より魅力の高い旅行商品の開発を行うとともに、旅行者が訪れやすく、移動しやすい交通を整備することが必要です。

旅行の動機は、性別、年齢、居住地などの要因により異なります。これからは、地域の特色を、旅行の動機に応じ効果的に情報発信する必要があります。

魅力ある旅行商品開発や効果的な情報発信を行う全県的組織の強化が必要です。

本県には英語圏や台湾、韓国、中国など国外からの旅行者も訪れています。他県との連携を含めたより広域での誘客の強化が必要です。

取 組 み の 方 向

各地域の特色、強みを活かした広域的旅行商品の開発を支援します。

旅行ニーズが多様化するなかで、工夫した情報発信を行います。

魅力ある旅行商品開発の支援や効果的な情報発信を地域と密接に進めていくため、島根県観光連盟の機能・体制を強化します。

海外からの観光客の増加を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
観光客入り込み延べ数	千人		
観光消費額	億円		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
広域的観光客誘致推進事業 〔担当課〕観光振興課	魅力ある観光地として島根県を選択してもらうために、他県や交通機関等と連携した広域的な取り組みなどにより観光客誘致を推進します。
外国人観光客誘致対策事業 〔担当課〕観光振興課	国内観光客のみならず、外国人観光客を対象とした新たなマーケットの開拓を行います。
観光情報発信事業 〔担当課〕観光振興課	魅力ある観光地として島根県を選択してもらうために、ITの活用やマスメディア等を使った効果的な観光情報の発信により、島根県の認知度を高めます。
「快適観光地しまね」魅力アップ事業 〔担当課〕観光振興課	地域が主体となった魅力ある観光地づくりを支援し、ホスピタリティあふれる旅の提供を促進します。

施策 - 3 - 2	観光交流ビジネス化の支援
---------------	---------------------

目 的

地域資源を活用した地域主導の観光の創出、これにビジネスとして携わる人材や組織を育成するとともに、その連携を支援します。

現 状 と 課 題

旅行ニーズが極めて多様化し、旅行形態も今までの定番観光地巡り主体の団体型旅行から、体験、交流、学習などテーマを持った個人型旅行へ変化しています。これに対応していくには、従来の定番的な観光資源のほか、新たに地域資源を活用した地元発の旅行商品の創出と流通定着が必要です。

このため、従来の観光関連業に加えて、新たに農林水産、商工、NPOなど、地域を熟知した他分野からの観光関連業への参入を促していくことが必要です。

旅行の企画募集を行うには旅行業資格が必要なため、地元発の旅行商品開発を進めるにあたり、既存旅行業はもとより、他分野の人材・組織の旅行業への参入を促していくことが必要です。

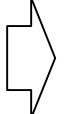
取 組 み の 方 向

地域資源を活用した地元発の旅行商品づくりや、それを担う人材・組織への支援を行います。

従来の観光関連業、市町村観光協会などに対して支援を行うとともに、地元発の観光を進める旅行業への支援、参入を促進します。

県の観光動態に関するデータ整備や調査分析を進め、新しい旅行需要へ対応するノウハウ開発を図り、地域へ提供していきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
地元発の観光を進める旅行業者数	団体		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
観光交流ビジネス支援事業 〔担当課〕観光振興課	地域資源を活用した地元発の旅行商品づくりへの支援、それに取り組む人材・組織への支援を行います。
観光関係調査・計画事業 〔担当課〕観光振興課	観光動態調査等に基づく旅行の動向や、観光施策の指針等を示すことにより、施策・事業の計画的かつ効率的な実施を行うとともに、観光振興に向けた意識の醸成を図ります。

施策 - 4 - 1	特色ある技術・材料を活かした取組みの促進
---------------	----------------------

目 的

地域固有の資源を活用した新たな取組みや、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し中小企業の活性化を目指します。

現 状 と 課 題

経済のグローバル化による地域間競争の激化や消費者ニーズの多様化の中で、中小企業の振興を図る上では、コスト競争力や品質の向上のみならず、他地域と差別化された新たな商品やサービスの創造が必要です。

島根は地域固有の資源を豊富に有しており、こうした地域の強みとなり得る資源を活用した商品やサービスを開発し、販売を促進することが必要です。

域外市場を狙った新商品の開発・事業化には、ノウハウ・資金・人材等が必要ですが、中小企業にとっては、これらの確保は容易ではなく、事業化に向けた支援が必要です。

県内の伝統工芸品産業は、その多くが零細で家内工業的な生産を行っており、生産者の高齢化と後継者不足の状況にあります。

手作り商品に対する関心が高まる中で、伝統産業に対しても消費者の注目が集まっており、新たな用途開発や販路の拡大への取組みと後継者育成による特色ある産業としての継承が求められています。

取 組 み の 方 向

地域資源を活用した新商品や新サービスの開発・販路開拓への取組みを行う中小企業者・NPO・創業者等に向けた支援や、特色ある技術・製品を持つ中小企業者への支援を関係団体と連携して行います。

伝統工芸品の販路拡大のための展示会への出品等への支援や後継者育成のための支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数	件		
伝統工芸品の年間販売額	万円		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
地域資源産業活性化基金事業 〔担当課〕商工政策課	県等が県商工会連合会に組成した基金を活用し、中小企業者等が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの研究開発・販路開拓の初期段階の取り組みに対し、助成や、商工会・商工会議所など経済団体と一緒に事業化に向けた助言等の支援をします。
伝統工芸品育成事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	県外展示会の開催や後継者育成のための就業資金の貸付などを通して、伝統工芸品産業の振興を進めます。

施策 - 4 - 2	経営安定化の支援
---------------	----------

目 的

中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。

現 状 と 課 題

県内の事業所のうち従業者4人以下の事業所（個人経営の農林漁業及び公務を除く）は、平成16年には64.5%（全国10位）と小規模な事業所が多数を占めています。県内中小企業の多くは財務体質や信用力の弱さから資金調達が厳しい状況にあります。

県内企業の倒産件数（負債額1,000万円以上）は、平成18年度は47件で前年度より減少しました。県内の景気動向は一部に持ち直しの動きも見られますが経営環境は厳しい状況が続いており、一層の経営改善の取組みが必要となっています。


このような状況の中で、中小企業の経営を安定化させるには、商工会議所、商工会が行う経営指導などの支援体制の充実・強化を図るとともに、信用保証制度を利用した融資を活用して資金調達の円滑化を支援することが求められています。

取 組 み の 方 向

県内中小企業が多様化するニーズに的確に対応できるよう、商工団体によるきめ細やかな経営指導体制を確保し、中小企業が行う経営安定・改善や新分野進出等の取組みを支援します。

経済環境の変動に対応して、常に時代に合った融資制度を準備し、県内中小企業の資金調達の円滑化を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
商工会・商工会議所活動支援事業 〔担当課〕経営支援課	県内中小企業の経営の安定・改善と新分野進出などの経営革新を進めるために、企業の実態に即したきめ細かな経営指導等を行う経営指導員を配置し、商工会議所・商工会等の活動を支援します。
中小企業団体中央会活動支援事業 〔担当課〕経営支援課	経営基盤が脆弱な中小企業が経済的地位の向上を図ることを目的として作る協同組合等に対し、適切な指導を行うため、専門的な能力を有する指導員を配置し、中小企業団体中央会の活動を支援します。
中小企業に対する間接融資事務（中小企業制度融資） 〔担当課〕経営支援課	中小企業が施設・設備の近代化、創業や経営革新、経営の合理化等のため資金を必要とする場合に、信用保証協会の保証制度を利用し、長期・低利で融資します。
小規模企業者等の設備導入を支援する金融事務 〔担当課〕経営支援課	小規模事業者が設備の近代化や創業・経営革新に必要な設備投資をする場合に、しまね産業振興財団が企業に代わって設備を購入し、割賦により貸与します。

施策 - 4 - 3	商業の振興
---------------	-------

目 的

地域が主体となっていく商業の活性化や機能確保に向けた取組みに対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で、必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

モータリゼーションの進展による郊外立地型商業施設の増加により、中心市街地を形成してきた商店街は空洞化が進み商店街全体としての魅力が減少しています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化により店舗の廃業が進んでいます。

平成 16 年県内小売業の従業者数は 47,675 人で平成 14 年に比べて 2,871 人、5.7% 減と大幅に減少しています。商店数も 9,927 店（同比 7.2% 減）年間販売額は 7,888 億円（同比 2.8% 減）と減少し、特に従業者規模 4 人以下の小規模商店数が大きく減少しています。

平成 16 年の小売店従業者 1 人当たりの年間販売額は 1,652 万円で、全国に比べやや低い状況です。

中心市街地では買い物を快適にできる商店街の再生、中山間地域では日常の生活必需品が購入できる身近な商業機能を確保する必要があります。


人口の減少などにより地域の購買力が縮小する中、商業のみならず、地域住民への生活サービス機能を総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取組みが求められます。

取 組 み の 方 向

「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った商業振興への取組みを支援します。

市町村の商業振興ビジョン等に基づき、市町村や商工団体を主体に、地域が一体となって推進する取組みを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
空店舗対策等に取り組む商店街の数（都市部）	件		
店舗整備等に取り組む商店の数（中山間地域）	件		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>中心市街地等商業活性化対策事業 〔担当課〕経営支援課</p>	<p>中心市街地において賑わいのある商業活動の場を創るため、空店舗活用などによる商店街の活性化や、アーケードや街路灯の設置による商業環境の整備などの取組みを市町村と連携して支援します。</p>
<p>中山間地域商業活性化対策事業 〔担当課〕経営支援課</p>	<p>中山間地域において商業機能の確保を図るため、食料品等を取り扱う店舗の整備や移動販売車の取得などの取組みを市町村と連携して支援します。</p>
<p>大規模小売店舗立地法の適正な運用事務 〔担当課〕経営支援課</p>	<p>大型店舗の立地により影響を受ける店舗周辺の生活環境の保持を図るとともに、大型店舗の適正な立地を推進し良好な商業環境の整備を支援するため、大規模小売店舗立地法に基づく届け出等に対し審査、指導を行います。</p>

施策 - 5 - 1	産業人材の育成
---------------	---------

目 的

若年者や離転職者等に対し、産業界のニーズに即した資格取得や職業訓練の機会を設け、職業能力の向上を支援し、産業人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

製造業の海外移転や技術の高度化、IT化の進展などから、企業間競争・地域間競争が激化する中、産業の振興を図る上で、人材の確保・育成は重要な課題となっています。

島根では生産年齢人口の減少、若者の県外流失などから、県内産業を担う人材の育成を積極的に進めていくことが求められています。

県内誘致企業の工場増設が相次ぎ、大規模な雇用が計画されていますが、県外の大手製造業なども県内の新卒者への求人活動を積極化しており、今後、県内企業全体に渡って、人材の確保がより難しくなることが懸念されます。

製造業などの分野では、技術革新が日進月歩の勢いで急速に進んでおり、高度な技術や技能に対応できる多様な職業能力の開発が求められています。


取 組 み の 方 向

産業界が必要とする人材を育成するため、産業界・学校・市町村等が連携した体制の整備を県内各地域において進めます。

新規学卒者や若年者を対象に、職業に就くために必要な技能・知識を習得する職業訓練を実施します。

離転職者の早期就職を図るために、多様な職業訓練を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
産学官連携組織構築市町村数	市町村		
県の支援による職業訓練を修了した若年者・離転職者の就職率	%		
ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度合格者数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
学卒者等の職業能力開発事業 〔担当課〕労働政策課	新規学卒者や若年者等を対象として、職業に就くために必要な技術や専門的知識を習得するための職業訓練を実施します。
離転職者等の職業能力開発事業 〔担当課〕労働政策課	離転職者の早期就職を図るために、職業に必要な技能・知識を習得するための多様な職業訓練を実施します。

施策 - 5 - 2	雇用・就業の促進
---------------	----------

目 的

若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。

現 状 と 課 題

全国的な景気拡大により、島根県の平成 18 年の平均月間有効求人倍率は 0.89 倍と雇用情勢は改善しつつありますが、全国平均の 1.06 倍に比べるとその差は縮まっています。

平成 18 年の平均月間有効求人倍率を県内地域別にみると、最も高い出雲八ローワーク管内で 1.17 倍、最も低い隠岐八ローワーク管内では 0.38 倍と、地域間の格差が広がっています。

県外企業の求人の増加などにより、若年者の県外流出が進んでいます。特に、高校生の県内就職率は、学校基本調査によると平成 18 年 3 月卒業者が 65.2%であり、平成 15 年以降（平成 15 年 3 月卒業者 70.6%）低下傾向が続いています。

立地企業の新たな大量採用計画による周辺企業の人材確保への影響、あるいは、今後の企業誘致の正否は人材確保がポイントとなることから、早急に人材確保対策に取り組むことが必要です。

若年者を中心とした県内企業への就職を促進するためには、企業、学校、行政が連携した取り組みを強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

立地企業の大量求人と周辺中小企業の人材確保に対応するため、県外在住者や大学生などの求職者の掘り起こしを行うとともに、県内企業と求職者の効果的な出会いの場を設けるなどの取り組みを行います。

若者の県内就職を促進するため、若者、保護者、教育機関が県内企業への理解を深めるための取り組みを行うとともに、県内企業に対しては、早期求人の重要性への理解を図っていきます。

県内中小企業が若年人材を確保するため、県内企業で働くことへの理解・共感を促す企業自身の取り組みや企業の魅力情報発信への支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
県内企業の採用計画人員の充足率	%		
ジョブカフェしまね利用者の就職者数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>産業人材確保推進事業 〔担当課〕労働政策課</p>	<p>県内の立地企業などが、県が選定した有料職業紹介事業者に依頼し、県外から専門的・技術的人材の確保を行う場合に支援を行います。</p> <p>また、県庁内に無料職業紹介所を設置して、求職者と県が支援する立地企業等の求人とのマッチングを行い、県内企業の人材確保を支援します。</p>
<p>若年者雇用対策事業 〔担当課〕労働政策課</p>	<p>若年者の県内就職を促進するため、就職フェアなど県内企業と学生等の効果的な出会いの場を設置します。</p> <p>県内企業に対する若者や保護者、教育機関の理解を深めるための取り組みを行います。</p> <p>若年者の雇用関連サービスを一貫して提供する「若年者就業支援センター（ジョブカフェしまね）」を設置し、きめ細かな就業支援を行います。</p>

施策 - 5 - 3	就業環境の整備
---------------	---------

目 的

県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。

現 状 と 課 題

県内企業のほとんどが中小企業であり、その多くで人材の確保・育成、労働条件の改善、福利厚生などの面で大企業に比べ立ち遅れが見られます。特に、中小企業の福利厚生事業は、組織や資金面などから、企業独自での取り組みには限界が見られます。

労働者の就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係はより複雑化する傾向にあることから、労使の相互理解と協調がより重要になっています。

中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生の充実、退職金共済制度の導入、男女の均等処遇などが求められています。

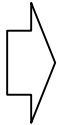
労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。

取 組 み の 方 向

中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入促進や労働団体等が行う事業を通じて労働者の福利厚生の充実を図ります。

男女雇用機会均等法などの法制度の普及啓発を行い、就業環境の改善を促進します。健全で安定した労使関係の形成を図るために、県内の就業環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
中小企業勤労者福祉サービスセンター会員加入率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
福利厚生増進事業 〔担当課〕労働政策課	中小企業労働者のための総合的な福祉事業を行う中小企業勤労者福祉サービスセンター事業や中小企業退職金共済制度など国の労働福祉に係る制度の普及啓発、利用促進の支援などにより、労働者の福利厚生の充実に努めます。
労使関係の安定促進事業 〔担当課〕労働政策課	健全で安定した労使関係の形成を促進するために、県内の労働環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、相談員を配置して様々な労働問題の相談に応じ個別に情報の提供を行います。
雇用環境改善普及啓発事業 〔担当課〕労働政策課	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの法制度の普及啓発により、均等処遇や格差是正、さらには労働時間の短縮が図られるよう促し、中小企業労働者を取り巻く雇用環境の改善を促進します。

施策 - 5 - 4	U・Iターンの促進
---------------	-----------

目 的

U・Iターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介などにより、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

島根は、若年者の県外流出などによる人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。

近年、団塊の世代の大量退職を契機として、都市住民の中で田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっています。この機会をとらえて、本県の魅力を情報発信するとともに、農山漁村での生活体験や二地域居住などを通じて、定住やU・Iターンに結びつけていくことが必要です。

県では、(財)ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、U・Iターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業などの産業体験などを実施し、定住を推進しています。なお、平成18年度末の無料職業紹介での就職決定者は92人、産業体験での県内定着者は514人(累計)となっています。

県内の市町村では、U・Iターンの取組みが活発化していますが、U・Iターン者の定住を一層推進していくためには、関係団体や企業、地域住民が一体となった取組みが必要です。

取 組 み の 方 向

市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。

U・Iターン希望者への総合的な情報提供を実施します。

U・Iターンに必要な就業や住居の確保を支援します。

島根県での暮らし体験や二地域居住など、定住、U・Iターンに結びつける取組みを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	⇒	平成23年度
U・Iターン希望者の産業体験終了後の定着者数	人		
U・Iターン希望者のための無料職業紹介による就職決定者数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
ふるさと島根定住推進事業 〔担当課〕地域政策課	島根県の持つ豊かな自然、歴史そして生活環境など様々な魅力を重層的に情報提供するとともに、産業体験や田舎暮らし体験等を通じて実際に体感してもらうことにより、U・Iターンを促進します。
島根暮らしU・Iターン支援事業 〔担当課〕地域政策課	U・Iターン者を増加させるために、無料職業紹介、住宅相談・住宅情報の提供、農業講座などを実施するとともに、市町村や民間団体、企業と連携して交流・定住の推進に取り組みます。

施策 - 6 - 1	情報通信基盤の整備促進
---------------	--------------------

目 的

F T T H(光ファイバー)などによる超高速情報通信環境の整備を促進します。

現 状 と 課 題

県内のほぼ全域において、D S LやC A T Vによる高速インターネット環境は整ってきていますが、近年、技術の進歩に伴い、情報通信環境は、F T T Hなどによる超高速インターネットに移行しつつあります。

しかし、県内のF T T Hの利用可能世帯率は低く、県内における超高速インターネット環境の向上が求められています。

また、携帯電話やテレビ放送は、災害時や緊急時の情報通信ツールとしても重要な役割を担っていますが、県内には携帯電話の通じない不感地域が少なくないうえ、地上波デジタル放送への移行に伴う難視聴地域の拡大が懸念されます。


取 組 み の 方 向

F T T H等の超高速インターネットの条件不利地域への導入について、国・市町村などと連携して、民間通信事業者の積極的な設備投資を促すとともに、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備を進めていきます。

携帯電話の不感地域にかかる受信環境の改善について、市町村と連携し、携帯電話事業者へ積極的に働きかけていきます。

テレビ放送の地上波デジタル放送への移行に向け、新たな難視聴地域が発生しないよう、市町村と連携し、国・放送事業者へ働きかけていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
FTTH サービス利用可能世帯率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
ブロードバンド環境整備促進事業 〔担当課〕 情報政策課	県内全地域におけるF T T Hによる超高速インターネット環境の実現に向け、市町村や通信業者と連携しながら情報通信基盤の整備を促進します。
携帯電話不感地域対策事業 〔担当課〕 情報政策課	移動通信用鉄塔の整備への財政支援や、通信事業者への改善の働きかけなどを行い、市町村と連携しながら、携帯電話の不感地域の解消を目指します。
テレビ難視聴対策事業 〔担当課〕 情報政策課	ケーブルテレビ施設整備の促進によるテレビ難視聴地域の是正や、地上デジタル放送への円滑な移行に向けた市町村への支援、関係機関への働きかけを行います。
地域公共ネットワーク整備事業（農村地域） 〔担当課〕 農村整備課	農村地域におけるF T T Hによる超高速インターネット環境の整備を進め、ブロードバンドサービスの地域格差の解消を目指します。

施策 - 6 - 2	高速道路網の整備
---------------	----------

目 的

- 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。

現 状 と 課 題

県内の高速道路の整備率は50%と、全国的にみても大きく遅れており、特に、県の東西をつなぐ山陰道については、未だ1/3にあたる60kmの未事業化区間が残っています。

このため、県内外にわたって、人や物の交流に支障をきたしており、産業活動を支える基礎的基盤として、高速道路ネットワークの早期整備が強く望まれています。


取 組 み の 方 向

未事業化区間について、事業化に向けた手を促進し、県内区間の早期全線事業化を目指します。

事業中区間の整備を促進し、斐川IC～出雲IC(仮称)間などの早期開通を目指します。

高速道路I.Cへのアクセス道路の整備を重点的に進め、高速道路ネットワークの早期形成を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
高速道路供用率	%		
高速道路I.Cへの30分到達圏域面積の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
< 高速道路の建設促進事業 > 山陰自動車道の建設促進事務 松江自動車道の建設促進事務 〔担当課〕 高速道路推進課	山陰自動車道と松江自動車道の建設促進を図るため、関係機関との連絡調整や要望活動、用地関係業務の受託などを行います。
< 高速道路の利用促進事業 > 東部高速道路利用促進事務 西部高速道路利用促進事務 〔担当課〕 高速道路推進課	ETC普及キャンペーンなどを行って高速道路の利用を促進します。
高速道路インターチェンジへ 短期間でアクセスするための 道路整備 〔担当課〕 道路建設課	高速道路の整備に併せ、インターチェンジと一般道を結ぶ県道（アクセス道路）の整備を進めます。

施策 - 6 - 3	航空路線の維持・充実
---------------	------------

目 的

航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

東京、大阪などの大都市圏から遠く離れている本県にとって、航空ネットワークの維持・充実は必要不可欠であり、需要が高い路線については、利便性を向上するため増便やダイヤ改善に取り組む一方、利用が低迷している路線については、利用促進への一層の取り組みが求められます。

2010年（平成22年）10月に羽田空港第四滑走路の供用開始が予定されており、今後、各空港での利用促進に取り組みながら、東京路線の増便や路線開設を図っていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

東京・大阪などの大都市圏と結ぶ航空路線について、増便やダイヤ改善など運航体系の改善などにより、航空路線の維持・充実を図ります。

本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。

中国（上海）へのチャーター便の運航を支援しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
出雲空港の年間利用者数	万人		
萩・石見空港の年間利用者数	万人		
隠岐空港の年間利用者数	万人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
出雲空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、出雲空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。
萩・石見空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、萩・石見空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。
隠岐空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、隠岐空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。また、本土と離島を結ぶ航空路線については、路線維持のため、運航費に対する支援を実施します。
空港国際化事業 〔担当課〕 交通対策課	アジアを中心とした近隣諸国への渡航を容易にし、利便性を向上するため、中国（上海）へのチャーター便の運航支援を継続しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

施策 - 6 - 4	空港・港湾の維持・整備
---------------	-------------

目 的

物流を支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。

現 状 と 課 題

広域的な地域間交流や観光産業の振興などにより地域活性を図っていくためには、航空路の充実が重要であり、航空機の運航に支障をきたさないよう計画的な更新・充実を図るなど、その基盤となる空港施設の適切な維持管理は不可欠です。


県内企業の国内・海外展開の物流拠点となる港湾については、船舶の安全航行の確保や岸壁の整備が必要となっています。

取 組 み の 方 向

空港・港湾の適正な維持管理に努めるため、施設や設備の更新を適切に行います。

物流拠点港の充実を図るため、必要な施設を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
< 港湾整備事業 > [担当課] 港湾空港課	物流の拠点になる港について、港内静穏度の改善のための防波堤の整備や利便性向上のための臨港道路の整備、緑地の整備などを行います。
< 空港機能保持事業 > [担当課] 港湾空港課	空港の機能に欠かせない施設や設備を保持するため、適切に維持・点検・更新を行います。

.

基本目標

安心して暮らせるしまね
(施策26本)

施策 - 1 - 1	危機管理体制の充実・強化
---------------	--------------

目 的

テロ事件や新興感染症などの予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

米国で発生した同時多発テロ（平成 13 年）などのテロ・ゲリラ事件や北朝鮮によるミサイル発射、地下核実験（平成 18 年）などの予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。

平成 15 年以降、中国広東省などにおいて発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）は、瞬く間に世界規模で感染が拡大し、社会生活にも大きく影響を及ぼしました。また、鳥インフルエンザ（H5N1）の世界的な流行、散発的なヒトの感染発生の継続から、ヒト - ヒト感染を起こす新型インフルエンザの出現が強く懸念されています。

県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施することとしています。また、武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、平成 18 年に策定した「島根県国民保護計画」に基づき県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処を行うこととしています。

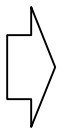
各分野におけるシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実働部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理体制を充実・強化していく必要があります。

取 組 み の 方 向

武力攻撃事態などにおける、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する対応力を高めるため、「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。

感染症医療提供体制の整備や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
事案認知から第 1 回会議開催までの時間	時間		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">危機管理対策事業 〔担当課〕 消防防災課</p>	<p>災害対策基本法に定める災害以外の危機事案に対して、県民の保護を目的として迅速な初動体制の立ち上げ、応急対策の実施を行います。</p>
<p style="text-align: center;">テロ等突発事案対策事業 〔担当課〕 警察本部警備部</p>	<p>テロリスト等の侵入を水際で防止するため、広報活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、沿岸部における不審事案を早期に認知する態勢を確立します。万一、テロ等の突発的な重大事案が発生した場合に備え、実戦的な訓練を反復実施します。</p>
<p style="text-align: center;">感染症の医療体制整備事業 〔担当課〕 薬事衛生課</p>	<p>多種多様な感染症に備えるための指定医療機関の体制整備と検査機器や防護服等の整備、関係職員に対する研修を行います。</p>

施策 - 1 - 2	消防防災対策の推進
---------------	-----------

目 的

防災関係機関等の連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、大規模火災・事故等の災害の発生時の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

島根県は、急峻な中山間地域が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。

県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、警戒・避難に必要な情報提供、消防団の活性化や自主防災組織等の育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むことが必要です。

災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難対策の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。

平成 18 年 7 月豪雨を契機として、島根県は、市町村が行う高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援体制整備の推進のために、ガイドラインを作成しました。

火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。

災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。

取 組 み の 方 向

防災訓練の実施、緊急物資の整備、常備消防の体制強化と広域化、市町村消防団の活性化により、防災関係機関の災害対応能力を充実強化します。

自主防災組織の育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。

土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、新水防システムの開発を進め、警戒避難体制を整備します。

住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組めます。

市町村における「災害時要援護者避難支援対策」の取組みが進むよう、市町村や民生委員、市町村社会福祉協議会などへの働きかけを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
事案認知から第 1 回会議開催までの時間	分	
公共建築物の耐震化率	%	
土砂災害警戒区域等の指定箇所数	箇所	

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
災害警備体制強化事業 〔担当課〕警察本部警備部	あらゆる災害現場を想定した実戦的訓練や自衛隊及び消防等防災関係機関との合同訓練を実施し、救出・救助技能の向上と連携態勢を強化します。
震災、風水害等災害対策事業 〔担当課〕消防防災課	地震や風水害などが発生したときに被害を最大限未然に防げるよう防災訓練や自主防災組織の育成支援などを実施するとともに、被害が発生した場合においても迅速、適切な対応により被害の軽減や被災者への支援を行います。
防災情報システム整備事業 〔担当課〕消防防災課	防災関係機関が、的確な情報連絡体制の確立と防災情報の共有化を図れるようシステムを整備し、災害の未然防止や拡大防止を行います。
豪雨災害対策緊急事業 〔担当課〕河川課	洪水時における避難行動が迅速かつ適切に行えるよう水防情報の発信や周知方法を分かり易いものとし、また想定氾濫区域の指定、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行います。
土砂災害防止対策の推進に関する事務 〔担当課〕砂防課	土砂災害のおそれのある土地の情報、雨量情報、土砂災害危険度情報などを市町村や住民に提供し、土砂災害から県民を守る取り組みを支援します。

施策 - 1 - 3	原子力安全・防災対策の充実
---------------	----------------------

目 的

原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、島根原子力発電所の耐震安全性の確保等が重要な問題となっています。

松江市に立地する島根原子力発電所の周辺地域住民の安全を確保するため、「安全協定」を厳正に運用し、環境放射線監視や発電所の運転状況等の把握やその情報提供に努めています。

原子力について県民が正しく理解できるよう、また、県民の安心感と信頼感が得られるよう住民に正確な情報提供を行うことが重要です。

原子力防災設備の整備や原子力防災業務従事者が専門知識を習得することにより、原子力発電所に対する安全確認などの取り組みを充実・強化することが必要です。万一の原子力災害時における迅速で実効的な防災業務や住民の避難行動等について正しく理解してもらうため、原子力災害に備えた住民参加の訓練を実施していく必要があります。

取 組 み の 方 向

島根原子力発電所の環境放射線の常時監視、運転状況の把握等により安全確保に努めるとともに、県の安全対策、原子力発電に関する知識の普及啓発、情報の提示等を行います。

最新機器の整備により環境放射線監視体制を充実し、監視データをリアルタイムで広く情報提供する環境放射線情報システムの充実・高度化を図り、監視体制の充実に努めます。

原子力について、広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会など身近できめ細かな広報活動を積極的に行います。

原子力防災設備の整備を行い、原子力防災業務従事者の知識及び技術習得の向上等により原子力防災体制を充実させるとともに、毎年原子力防災訓練を実施します。

島根原子力発電所の自衛消防体制や耐震安全性評価について、中国電力の対応や国の監督状況を注視しながら、適切な対応に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
原子力安全対策事業 〔担当課〕 消防防災課	県民の安全確保に期するため、安全協定による安全確認・連絡調整、環境放射線測定調査、安全対策協議会及び顧問会議の開催、原子力安全対策広報、プルトニウム混合燃料問題対策などを行ないます。
原子力防災対策事業 〔担当課〕	緊急時における災害応急対策を円滑に実施するため、緊急時連絡網・SPEEDI システムの管理運営、原子力防災資機材の整備・維持管理、原子力防災訓練の実施などを行ないます。
原子力災害時の医療体制整備 〔担当課〕 医療対策課	事故発生時に迅速・的確に対応するため、住民等を対象とした放射性物質による汚染検査（スクリーニング）や汚染除去などの被爆医療活動訓練を実施するとともに、被爆医療活動に必要な資機材を整備します。

施策 - 1 - 4	治安対策の推進
---------------	---------

目 的

県民が安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、凶悪化、組織化、国際化する犯罪への対応を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

県内の犯罪発生件数は、警察における街頭犯罪抑止対策や防犯ボランティア団体等による防犯活動など、官民一体となった治安対策に取り組んだ結果、平成 16 年から 4 年連続で減少しています。

殺人事件や強盗事件、振り込め詐欺事件の発生など、犯罪の内容が悪質・巧妙化しています。また、子どもや高齢者が被害者となる事件も多発しており、県民に不安を与える犯罪が後を絶たない状況にあります。

犯罪の発生を抑止し、犯罪を検挙する活動を一層推進するとともに、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」等に基づき、県民の自主防犯活動と連携した活動の促進を図るなど、施策の総合的な推進を図る必要があります。また、犯罪被害者等に対する支援の取組みにも期待が高まっています。

取 組 み の 方 向


殺人や強盗などの重要犯罪や振り込め詐欺等知能犯罪の検挙を徹底するため、捜査活動の効率化・高度化を図るほか、県民から広く情報提供を求めるとともに、積極的な犯罪情報の提供を行います。

暴力団等による組織犯罪や来日外国人犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体・企業と連携し、平穏な市民生活を脅かす反社会的勢力排除の機運を高めます。県民の身近で発生する犯罪に対応するため、交番・駐在所の機能を強化し、積極的なパトロールを展開するなど、街頭活動の強化を図るほか、地域安全情報の提供を進めていきます。

安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民による自主防犯活動を積極的に支援するとともに、防犯ボランティア団体の結成及びネットワーク化を促進し、活動を活性化します。また、子どもを犯罪被害から守るため、通学路を中心とした防犯パトロールや防犯教室の開催等、学校・防犯ボランティア団体と連携した安全確保対策を強化します。

犯罪被害者等の権利が尊重され、十分な支援が受けられるよう関係機関・団体等と連携した支援活動を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
犯罪率	件 / 千人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
治安基盤強化事業 〔担当課〕警察本部警務部	治安対策を推進するためには、恒常的に人的、物的及び制度的基盤整備を図ることが必要である。優秀な人材を確保し、教育の充実を図るとともに、装備資機材の整備や業務の見直し・効率化を徹底し、治安基盤の強化を推進する。
<安全・安心なまちづくりの推進> 日本一安全安心まちづくり事業 街頭活動強化事業 交番機能強化事業 子ども安全対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	身近な犯罪の発生を抑止し、日本一治安の良い地域社会を実現するため、自治体や防犯ボランティア等と連携・協働し、子どもの犯罪被害を防止する活動を推進するとともに、パトロール及び職務質問等の現場活動を強化することにより、安全で安心なまちづくりを推進する。
犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 〔担当課〕環境生活総務課	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のため、「普及啓発」や、防犯活動団体等の育成や地域における連携強化のための「ひと・団体・ネットワークづくり」などに取り組み、地域に根ざした安全安心、まちづくり活動の推進を図る。
サイバー犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部	インターネット上に氾濫する違法・有害情報やサイバー空間を悪用した犯罪から県民を守るため、取締りを推進するとともに、関連事業者との連携、情報セキュリティに関する講習会等の啓発活動を推進する。
凶悪犯罪等対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部	凶悪犯罪の犯人を早期に検挙するため、凶悪事件発生時には、現場捜査員の集中運用を図るとともに、現場資料採取等の捜査活動を推進する。
暴力団対策事業 〔担当課〕警察本部刑事部	県内の各種事業所等を対象とし、暴力団等反社会的勢力による犯罪被害を未然に防止するための暴排講習会・講演会等を開催する。また、既存暴排組織等の自主的活動の促進を図るための各種支援活動を推進する。
犯罪被害者対策事業 〔担当課〕警察本部警務部	関係機関と連携して情報提供、カウンセリング、再被害防止のための安全確保及び診断書料の公費負担等の支援活動を実施するとともに、県民に対して犯罪被害者等に対する理解促進を図る。
警察安全相談事業 〔担当課〕警察本部警務部	警察に寄せられる相談の内容に応じ、的確な指導助言を行うとともに、違法行為者に対して警告・検挙などの措置を講じ、犯罪等による被害を未然に防止し、県民の不安を解消する。

施策 - 1 - 5	交通安全対策の推進
---------------	-----------

目 的

交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成 19 年の死者数は、昭和 33 年以降では最少となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。

死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許を所有する者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。

交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認など基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。

道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備など、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

県民の交通安全意識を高めるため、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。

増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導など効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成などにより、高齢者の交通安全対策を強化します。

夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道 9 号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

安全快適な歩行のために、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備など、道路交通環境を整備します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
交通事故年間死（傷）者数	人	→	

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
交通安全計画策定事業 〔担当課〕交通対策課	交通安全施策を着実に推進していくために、交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な交通安全計画を定めます。
交通安全推進事業 〔担当課〕交通対策課	交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕道路維持課	安全に歩行・走行できるように歩道・自転車道の新設、既設歩道の段差解消を実施します。
交通安全啓発事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通安全思想の普及・浸透を図るため、ホームページやテレビ・ラジオ等あらゆる媒体を活用し、交通事故の実態や事故防止のポイントを分かりやすく解説するなど、効果的な広報啓発活動を推進します。
交通安全教育事業 〔担当課〕警察本部交通部	県民の交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、幼児から高齢者まで、対象に応じた交通安全教育を推進する。特に、高齢者による事故を防止するため、個別訪問指導等高齢者の交通安全教育を強化します。
運転者対策事業 〔担当課〕警察本部交通部	飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締り強化や行政処分の早期執行等によって悪質・危険運転者対策を推進するとともに、更新時講習や処分者講習等の内容を充実させ、優良運転者を育成します。
交通管制システム整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。
交通安全施設整備事業 〔担当課〕警察本部交通部	交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。

施策 - 1 - 6	消費者対策の推進
---------------	----------

目 的

自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

現 状 と 課 題

規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが登場し消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。

島根県消費者センターが受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間8千件を超えています。苦情相談が多く寄せられる内容では、多重債務の整理方法、融資詐欺、ヤミ金融、サラ金など金融に関するもの、覚えのない有料サイトの料金請求などインターネットを介したものなどがあります。

相談者では、高齢者の割合が増加しています。悪質商法など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。

消費者が一定期間内に一定の商品・サービス契約について無条件解約できる「クーリング・オフ」制度の正しい知識の普及をさらに進めていく必要があります。

県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化し、県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え、「自立した主体」として消費行動ができるよう支援していくことが求められています。

取 組 み の 方 向

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。

消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたりるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。

事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
消費者リーダー数	人		
クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">消費者自立支援事業 〔担当課〕環境生活総務課消費生活室</p>	<p>消費者啓発、消費者教育を実施し、自立した消費者の育成に努めます。また、消費者リーダー育成、消費者団体の育成・支援を実施し、地域での消費者啓発活動のリーダー、組織の育成に努めます。</p>
<p style="text-align: center;">消費者苦情処理事業 〔担当課〕環境生活総務課消費生活室</p>	<p>商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決と被害の救済に当たります。また、市町村の相談体制の充実のため、相談窓口担当者に対する研修会を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。</p>
<p style="text-align: center;">事業者に対する指導・監督事務 〔担当課〕環境生活総務課消費生活室</p>	<p>景品表示法、特定商取引法、消費生活条例等に基づき、事業者が適正に商品や役務を提供するよう、監視、指導します。</p>
<p style="text-align: center;">身近な経済犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>金融事犯、資産形成事犯、特定商取引等事犯、健康に被害を及ぼす薬事・医事関係事犯、食の安全・安心に係る事犯、偽ブランド事犯等、消費者生活に深刻な影響を与える身近な経済犯罪の検挙対策及び被害防止対策を推進します。</p>

施策 - 1 - 7	災害に強い県土づくり
---------------	------------

目 的

治山治水対策、土石流対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

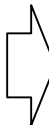
現 状 と 課 題

島根県は、県土の 80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約 1,030 kmにわたります。このため、集中豪雨や冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策や橋梁補修を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。落橋等の大きな被害を防止し、緊急輸送道路としてネットワーク機能確立するため、橋脚補強や落橋防止の耐震対策を推進します。これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、危険な老朽ため池等の改修工事を計画的に実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
洪水から保全される人口	人		
土砂災害危険箇所整備率	%		
道路防災施行率	%		
橋梁耐震対策実施率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p><土砂災害防止対策事業> 砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 〔担当課〕砂防課</p>	<p>土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生命、人家、耕地、公共施設等を守ることを主目的とし、砂防えん堤や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行います。</p>
<p><斐伊川神戸川治水事業の促進> 志津見ダム・尾原ダム事業促進事業 斐伊川放水路事業促進事業 大橋川改修事業促進事業 〔担当課〕斐伊川神戸川対策課</p>	<p>斐伊川神戸川治水事業（国直轄事業）の促進を図るため、生活再建対策、周辺整備事業を実施します。</p>
<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業> 中小河川の改修事業 ダム建設事業 河川維持管理事業 〔担当課〕河川課</p>	<p>治水対策により、流域住民の洪水や濁水被害の軽減を図るため、中小河川の改修やダム建設などを推進します。</p>
<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る海づくり事業> 海岸侵食対策事業 海岸維持管理事業 〔担当課〕河川課</p>	<p>砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業を実施し、被害を最小限にとどめます。</p>
<p><道路の事故・災害への対応強化事業> 防災事業 橋梁補修事業 〔担当課〕道路維持課</p>	<p>平成8年度に実施した道路防災総点検により対策が必要な箇所としてリストアップされた危険斜面及び緊急輸送道路網内の橋梁補修の整備を推進します。</p>
<p>地すべり対策事業 〔担当課〕農地整備課</p>	<p>地すべり防止区域内に農地を所有する農家及び区域内に居住する者を対象に、農地及び家屋等の被害を防止することにより安心して営農及び生活できるようにします。 地すべり災害から人命、財産を守るため、対策工事を実施します。</p>
<p>治山事業 〔担当課〕森林整備課</p>	<p>山地災害や地すべり災害から人命、財産を守るため、危険度、保全対象など優先度の高い箇所から順次、土石流対策、山崩れ対策、地すべり対策、海岸保全対策を実施します。</p>

施策 - 1 - 8	食の安全の確保
---------------	---------

目 的

食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、また、トレーサビリティシステムなどの自主的な安全管理システムの導入の促進により、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

産地や賞味期限などの食品の偽装表示、残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。

食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進するため、講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行うほか、製造工程の危害分析を行うなど科学的根拠に基づく衛生指導を行う必要があります。

食品関係施設の監視指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、不適正食品の流通を防止する必要があります。

農林水産物については、生産段階での安全確保とその取組みを消費者自身が確認できる仕組みを構築する必要があります。

消費者が食品に関する知識と理解を深めるために、講習会の開催や情報発信の充実、消費者を含めた関係者の意見交換等を促進する必要があります。

取 組 み の 方 向

県民が安心して食生活を送れるよう、生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組めます。

衛生講習会の開催等により、食品関係事業者の自主管理を促進するとともに、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。

GAP（農業生産工程管理）の導入、農薬適正使用の推進、ポジティブリスト制度対策の実施、生産マニュアルの作成・普及など生産現場での安全確保に向けた取組みを推進します。

生産者が安全確保のために取り組んだ内容や、具体的な生産履歴を消費者が確認できるようトレーサビリティシステムを普及促進します。

消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
食中毒発生件数	件		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>食品関係施設の許可・監視・指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、食品の不適正な取扱いの是正や不適正食品の流通を防止します。</p>
<p style="text-align: center;">食品衛生関係指導・育成事業 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>衛生講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行い、食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進します。</p>
<p style="text-align: center;">「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>GAP（農業生産工程管理）手法導入を促進するための啓発普及及び生産者の導入への支援、トレーサビリティシステムの普及・PR 及び事業者の導入への支援、ポジティブリスト制度に対する相談窓口の設置・指導や農薬適正使用の確認等を行います。</p>
<p style="text-align: center;">家畜衛生対策事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>安全・安心な畜産物が生産できるようにするため、家畜の衛生的な飼養管理と畜産物の生産における衛生管理の徹底を指導・推進するとともに適切な獣医療の実施を指導します。</p>
<p style="text-align: center;">山の幸づくり振興対策事業費 （しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業） 〔担当課〕林業課</p>	<p>椎茸等の生産原材料の調達や生産方法、包装・流通段階での安全性を確保するため、「島根県安心きのこ生産マニュアル」の配布や県の指導により普及・浸透を図り、安心きのこ消費者交流促進や PR で消費者に選ばれる産地を目指します。</p>
<p style="text-align: center;">水産物衛生・安全対策事業 〔担当課〕水産課</p>	<p>消費者に高品質で安全な水産物を提供するため、衛生管理研修会を開催するとともに、水産物の貝毒検査、ノロウイルス検査、魚病の診断・防疫、水産用医薬品の残留検査の実施及び指導を行います。</p>
<p style="text-align: center;">食品衛生に関する啓発・情報発信事業 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>消費者講習会の開催、ホームページ等による情報発信の充実等により、消費者の衛生知識等の普及啓発を図ります。</p>

施策 - 2 - 1	健康づくりの推進
---------------	----------

目 的

県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

現 状 と 課 題

幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「心臓病」、「糖尿病」、「メタボリックシンドローム」等の生活習慣病が増加しています。

壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の保健対策やたばこ対策、食育、運動推進など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本としつつ、それを後押しする環境づくりのために、健康増進事業や医療保険者が行う特定健診・保健指導の円滑な実施や市町村や関係機関・団体等が連携した県民運動の展開を図っていく必要があります。

エイズ（AIDS）や結核などの感染症の予防や、公害等の健康被害者が必要な療養を受けられるよう支援する必要があります。

全国上位にある自殺死亡率を減少させるため、うつ病対策を中心とした取組みを展開してきましたが、今後は、失業、倒産、多重債務といった社会的な要因を踏まえた総合的な取組みを進める必要があります。

取 組 み の 方 向

生活習慣病を予防する県民運動を、「健康づくり」「生きがい活動」「要介護状態の予防」の3つを柱として進めます。

子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、フォーラムの開催や食育推進のリーダー・ボランティアの育成、市町村の取り組み支援などを推進します。

生活習慣病の予防にあたっては、科学的な根拠に基づき本県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、県民参加の健康づくりを効果的に推進します。

感染症に対する正しい知識の普及を図ります。

企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、総合的な自殺対策を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
特定健診受診率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
健康長寿しまね推進事業 〔担当課〕健康推進課	県民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めるため、全県・圏域の健康長寿しまね推進会議の関係機関・団体と行政等が中心となって、健康づくり県民運動を展開します。
生活習慣病予防対策事業 〔担当課〕健康推進課	近年増加している生活習慣病を予防するため、働き盛り世代の生活習慣の改善やがん・糖尿病・脳卒中の予防・早期発見、たばこ対策や運動習慣づくりなどを進める取組を関係機関・団体と連携して総合的に展開します。
感染症予防体制整備推進事業 〔担当課〕薬事衛生課	感染症に関する情報提供を行うことにより予防を促進し、患者に対する適切な医療の提供と早期治療により感染症のまん延を防止します。また、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。
食育推進基盤整備事業 〔担当課〕健康推進課	県民が健全な食生活を実践し、心身の健康増進と豊かな人間形成ができるよう、食育推進母体の「食育・食の安全推進協議会」を中心に県民への啓発活動等を実施し、食環境づくりを進めます。
80歳20本の歯推進事業 〔担当課〕健康推進課	健康増進法に基づき、県民の生活の質の確保するため、80歳で20本自分の歯を残す「8020運動」が達成できるよう関係機関と連携して環境づくりを進めます。
精神保健推進事業 〔担当課〕障害者福祉課	速やかな精神医療の導入及び広域かつ専門的な相談体制を確保します。 全国上位にある自殺率低減のため、各圏域において関係機関とのネットワークを構築し、地域における予防対策を検討するとともに、普及啓発を強化します。

施策 - 2 - 2	地域福祉の推進
---------------	---------

目 的

福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。

すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していきける仕組みを作っていく必要があります。

このため、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。

また、地域住民や自治会、ボランティアなどの地域活動により、お互いに見守り、声かけしながら、自然に支えあう意識を醸成していくことも必要です。

取 組 み の 方 向

安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が進める「地域福祉計画」の策定を支援し、計画に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。

住民に身近な地域を単位として、お互いに支え合う地域福祉を推進するため、自治会・区レベルでの福祉リーダーや協働の福祉活動をコーディネートする人材の養成を行います。

民生児童委員の活動については、相談支援を強化します。また、災害時の要援護者避難支援などの新たな課題へ対応するために必要な研修を実施し、民生児童委員個々の活動のレベルアップと民生児童委員協議会としての組織的活動の一層の展開を図ります。

福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスに関する苦情解決の体制、監査等を通じた社会福祉法人等への指導、福祉活動の場の確保などを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
日常生活自立支援事業の契約締結件数			

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">ともに支え合う地域福祉推進事業</p> <p>〔担当課〕地域福祉課</p>	<p>すべての県民が、住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けたり、お互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを進めます。</p>
<p style="text-align: center;">福祉サービス提供基盤強化支援事業</p> <p>〔担当課〕地域福祉課</p>	<p>ニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉事業従事者などの福祉人材の確保やその資質向上を目的とする人材の育成、社会福祉施設等の整備促進など、福祉サービスの提供基盤を強化します。</p>
<p style="text-align: center;">福祉サービス利用・改善支援事業</p> <p>〔担当課〕地域福祉課</p>	<p>判断能力が十分でない人でも安心して暮らせるよう、サービス利用や手当・年金の手続き、通帳預かり、代金支払いなどの日常生活の支援や、福祉サービスが適切に提供されるよう社会福祉法人等への指導などを行います。</p>

目 的

高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。

現 状 と 課 題

人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、27.6%（平成 18 年度）で全国 1 位です。平成 12 年度に始まった介護保険制度は、これまでの取組みで、介護サービスの基盤整備が進みましたが、今後は、適切なサービスの提供と安定した制度運営が重要です。

高齢者ができる限り元気で生活するために、介護予防の取組みが重要です。

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者など、様々な分野からの支援が必要な高齢者の増加に対応するため、地域の関係者が連携して、最適なサービスを提供する「地域ケア体制」づくりが求められています。

医療制度改革に対応するため、療養病床の円滑な転換が必要になっています。

従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。


高齢者が元気で安心した生活を送ることができる地域づくりを進めるため、市町村に対して、介護予防の推進と地域ケア体制の構築に向けた支援を行います。

適切な介護サービスの提供を進めるため、介護サービス事業者への支援や指導を行います。

療養病床の円滑な転換を進めるため、地域ケア体制整備構想を踏まえて、相談支援体制を充実します。

地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
要介護者でない高齢者の割合	%		
介護サービス事業者の研修会参加率	%		
生涯現役づくり推進団体の事業補助の申請件数	件		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>< 介護保険制度運営・施行支援事業 > 介護保険制度運営支援事業 介護保険制度施行支援事業 [担当課] 高齢者福祉課</p>	<p>介護保険制度を運営する保険者に対して財政支援や助言を行い、制度の安定した運営を図ります。 介護サービス事業者に対して指導・監査を行い、適正なサービスが提供される体制づくりを進めます。 療養病床の円滑な転換に向けて、相談支援体制を充実します。</p>
<p>高齢者介護予防推進事業 [担当課] 高齢者福祉課</p>	<p>高齢者ができる限り元気で生活し、安心して生活できる地域づくりを進めるため、介護保険制度を運営する保険者が取り組む介護予防事業や地域包括支援センターの運営に対して、財政支援や助言を行います。</p>
<p>新たな共助の仕組みづくり支援事業 [担当課] 高齢者福祉課</p>	<p>元気な高齢者が少子高齢社会における地域の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進めるため、高齢者の元気づくりや地域活動を担う人材の育成、高齢者グループ活動の活性化を支援します。</p>

施策 - 2 - 4	障害者の自立支援
---------------	----------

目 的

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者が住みたい地域で、障害のない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。

現 状 と 課 題

障害を正しく理解し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

障害者自立支援法が施行され、障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されましたが、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備が求められています。

障害者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。

企業へ就職を希望する障害者の新規求職件数のうち約 50%が就職できているのに対し、授産施設で働いている障害者については、1.3%しか就職できていません。今後は授産施設等における就労支援を充実する必要があります。

障害者が自立した生活を営むため、授産施設等で働く障害者の工賃の向上が求められています。

離島を含む中山間地域を中心に、サービス提供体制が未整備な地域があり、障害者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 み の 方 向

障害や障害者に対する正しい理解を進め、誤解や偏見から生じる差別をなくし共に支え合う地域社会づくりを進めます。


身近な地域で、個々の障害者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。

福祉施設へ入所している障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームやケアホームなどの住まいの場の整備を進めます。

障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障害者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、授産施設等における工賃水準の向上を進めます。

入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるため、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築し、精神障害者が地域へ移行するために必要な個別支援計画を作成し、地域生活への移行・定着を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
施設から地域生活への移行者数	人		
入院中の精神障害者の地域生活への移行者数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">障害者相談事業 〔担当課〕 障害者福祉課</p>	<p>地域で暮らす障害者が抱える様々な課題に対応するための広域的で専門性の高い相談支援機能を充実します。(発達障害、高次脳機能障害など)</p> <p>県・市町村・企業等における障害者の職場実習の拡大、就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。</p>
<p style="text-align: center;">障害者在宅サービス事業 〔担当課〕 障害者福祉課</p>	<p>県が事業者に委託して、在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を実施します。</p> <p>事業者において、在宅の重症心身障害児(者)が身近な地域で短期入所デイサービス等のサービスが受けられるように体制を充実させます。</p>
<p style="text-align: center;">障害者施設等運営事業 〔担当課〕 障害者福祉課</p>	<p>福祉施設で働く障害者の工賃アップを図るため、工賃向上計画を策定し、就労支援継続事業者にアドバイザー等の派遣や施設職員を対象とする研修を実施します。</p>
<p style="text-align: center;">障害者自立支援給付制度運営事業 〔担当課〕 障害者福祉課</p>	<p>市町村において障害程度区分認定調査員の、事業者等において障害者ケアマネジメント従事者等の人材養成を行います。</p> <p>障害者の地域支援体制の強化を図るため、市町村職員の意識、ノウハウの向上を図るための研修やボランティア等支援者の人材育成のための研修派遣を行います。</p>

施策 - 2 - 5	生活衛生の充実
---------------	---------

目 的

飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業や特定建築物の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

現 状 と 課 題

病気の治療や、健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。

水道水質検査や水道施設の更新、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。

公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症を予防する必要があります。理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業や特定建築物の衛生確保が必要です。犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

医薬品等の製造、販売業者等の監視・指導を実施します。


市町村等の水道事業者に働きかけて、安全な水を供給し、県民の生命、健康を守ります。

営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。

営業施設、特定建築物の監視・指導を行います。

動物愛護管理推進計画を策定して動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
生活衛生に関する健康被害発生件数			

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">医薬品等の安全確保事業 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>医薬品、医療機器、麻薬及び毒物劇物が安全かつ適正に供給されるよう監視、指導を行います。</p>
<p style="text-align: center;">水道施設、水道水質の維持管理事務 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>安全な水道水が供給されるよう、市町村水道施設の更新を促進するとともに、既存施設の監視指導を行います。</p>
<p style="text-align: center;">生活衛生関係営業施設の監視指導等事務 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>生活衛生関係営業施設の許認可、監視、指導を行い、衛生水準を確保します。</p>
<p style="text-align: center;">動物管理等対策事業 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>動物の愛護と適正な飼養について県民の関心と理解を深め、飼養動物による環境侵害と動物由来感染症の発生を防止します。特に狂犬病予防注射の徹底により狂犬病の蔓延を防止します。</p>

施策 - 2 - 6	生活援護の確保
---------------	---------

目 的

経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

現 状 と 課 題

県内における景気の状態などを反映し、生活保護率は増加傾向にあり、生活保護の新規開始件数も年間520件を超える状況にあります。

生活保護受給世帯のうち要援護世帯（高齢者世帯、傷病障害者世帯、母子世帯）が平成18年度において86.0%を占めており、今後も、雇用情勢が低迷している中、受給世帯が増加するものと考えられます。

こうしたことから、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じ、必要な人に必要な生活保護の適用を行うほか、生活福祉資金貸付制度の利用により、世帯の自立と生活の安定が図られるよう、引き続き支援していく必要があります。

また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。

取 組 み の 方 向

生活保護の適用が必要な人（世帯）に、必要な保護、適切な自立支援を実施するとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制を強化します。

福祉事務所が設置される町村に対して、生活保護が適切に実施されるよう支援します。低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等を対象とする生活福祉資金貸付制度について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。

旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
経済的に自立できた世帯の割合	%	→	

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">生活困窮者への支援事業 〔担当課〕地域福祉課</p>	<p>経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活保障とその自立を支援します。 また、低所得世帯等に対して生活福祉資金の貸付を行い、生活の安定と自立を支援します。</p>
<p style="text-align: center;">旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕高齢者福祉課</p>	<p>旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者遺族等並びに中国残留邦人等未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策を実施します。</p>

施策 - 3 - 1	医療機能の確保
---------------	---------

目 的

医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

県民がそれぞれの地域で安心して生活していくための基盤となる医療提供体制の整備を進めてきましたが、医療従事者の不足などにより医療機能の確保が厳しい状況になっています。

県西部地域や隠岐地域では、従来から関係者による検討組織を設け地域の医療機能確保に取り組んでいるところですが、医療を巡る情勢が変化中、今後とも医療提供体制の整備を着実に進めていく必要があります。

がんは本県の死亡原因の第一位で総合的な対策が大きな課題となっています。今後「がん対策基本法」や「島根県がん対策推進条例」を踏まえ、がん対策を一層充実強化していく必要があります。

医薬品の適正使用や情報提供には医薬分業の推進が重要ですが、平成 17 年度の本県の医薬分業率は 48.1%と全国平均（54.1%）を下回っており、医薬分業の一層の推進が必要です。

医療現場で必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 み の 方 向

医師を始めとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を整備します。


県西部地域の拠点病院である浜田医療センターの移転新築整備を推進するなど、地域医療を支える医療機関の機能確保を支援します。

がんの専門的な診療を担う医療スタッフの研修派遣を支援するなど、がん医療水準の向上を図るほか、緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組みを総合的に推進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して医薬分業を推進します。

マスコミ、県や市町村の広報を活用するなど、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度			平成 23 年度
悪性新生物年齢調整死亡率	男	女		
脳血管疾患年齢調整死亡率	男	女		
虚血性心疾患年齢調整死亡率	男	女		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">地域医療の確保を支援する事業 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>県内各地域で適切な医療が提供できるよう、救急医療体制の整備や医療機関の機能充実に推進します。特に、中山間地域を多く抱える県西部地域や離島の医療を充実させるための取組を進めます。また、医療資源を可能な限り効率的・効果的に活用するため医療機関の機能分担や連携の強化を進めます。</p>
<p style="text-align: center;">がん対策を推進する事業 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>がん診療拠点病院を中心にネットワーク化し、がん診療機能を向上させるとともに、がん医療従事者の育成やがん患者団体等への支援を行います。また、緩和ケアを総合的に推進するための体制を整備します。</p>
<p style="text-align: center;">精神医療提供事業 〔担当課〕障害者福祉課</p>	<p>精神科救急医療体制の整備や適切な精神医療の提供を行います。</p>
<p style="text-align: center;">医薬分業推進事業 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>医薬品の適正使用や情報提供を図るため、医薬分業を推進し、薬局機能情報を公表します。</p>
<p style="text-align: center;">血液対策事業 〔担当課〕薬事衛生課</p>	<p>必要とされる血液が献血で確保できるよう啓発に努めるとともに、献血推進協議会の場で決定された事業を実行します。</p>
<p style="text-align: center;">医療法務関係業務 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>医療法に基づく許認可、立ち入り検査等とおして医療施設の人員配置や構造設備、管理体制などについて法令に基づく適切な体制を確保します。</p>

施策 - 3 - 2	県立病院における良質な医療提供
---------------	-----------------

目 的

県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊・専門医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。

医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。

医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっています。

医療を取り巻く環境が厳しくなる中、地域医療への支援の強化が求められています。

取 組 み の 方 向

中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急センターの体制整備及び周産期・新生児医療の充実、がん治療の充実等による救急医療、高度・特殊医療機能を充実し、こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組みます。

関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組みます。

地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるように取り組みます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
平均在院日数（中央病院）			
平均在院日数（こころの医療センター）			

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
中央病院による救命救急医療の実施 〔担当課〕 病院局県立病院課	県下全域を対象とした三次救急機能を担う救命救急センターとして、24時間体制で適切な救命救急医療を実施します。
中央病院による高度・特殊医療の実施 〔担当課〕 病院局県立病院課	地域がん診療連携拠点病院として、高精度の治療機器によるがん治療の実施、また、総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児への対応を行います。
中央病院による地域医療への支援 〔担当課〕 病院局県立病院課	地域医療拠点病院として、代診医派遣制度などによる地域医療支援及び遠隔画像診断・病理診断システムによる診断支援を実施します。また、教育・研修機関としての役割を担います。
こころの医療センターによる精神医療の実施 〔担当課〕 病院局県立病院課	精神科救急医療の県内における基幹的病院として、精神科救急医療の実施と重篤な患者の受け入れを実施します。また、入院患者への適切な治療及びケアの実施による早期退院支援を行います。
こころの医療センターによる児童思春期医療の実施 〔担当課〕 病院局県立病院課	児童思春期における複雑化、多様化する病態に対し、児童思春期病棟を活かし、児童思春期における適切な精神医療及び適切なケアを実施します。

目 的

適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。

現 状 と 課 題

医師については、離島や中山間地域においては無医地区があるだけでなく、地域の診療所の医師不足に加え、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修制度の義務化などの影響を受け、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、産科、小児科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となってきました。地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。

県の女性医師の割合は平成 18 年で 15% ですが、新たに医師となる者のうち約 3 割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい就業環境の整備が重要となってきます。

看護職員については、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直しなど全国的な需要の高まりにより、確保が一層困難な状況にあり、その対策が重要となっています。

取 組 み の 方 向

医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「即戦力となる医師の確保」と奨学金制度などを中心とした「人材の養成」の二つの柱で取り組みを行います。また、女性医師の支援のため、代診医制度を活用した子育て支援や再就業支援などの取り組みも行います。さらに、この医師不足は、全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望していきます。

看護職員については、県外から県内の看護師等養成機関へ進学した者のほとんどが県外に就業する傾向にあることから、県内の高校生に対し県内養成機関への進学促進を図るとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。また、職場環境の改善などによる離職防止や、就業支援講習会による再就業の支援を行うとともに、これらの情報を積極的に県外へ発信して、看護職員の確保に努めます。

薬剤師や OT、PT、放射線技師等についても、需要の動向を踏まえた上で、関係団体と協力しながら確保に向けた取り組みを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
病院勤務医師の充足率	%		
県内養成機関卒業医療従事者の県内就職率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p style="text-align: center;">地域医療を支える医師確保養成対策事業 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>様々な広報媒体を活用した情報収集を行い、全国各地に足を運び医師と面談し、離島や中山間地域を中心に県内で勤務いただける即戦力となる医師を確保します。</p> <p>奨学金制度を活用し、地域の医療を担う医師を着実に養成します。また、島根大学や臨床研修病院と連携し、医学生・研修医の県内定着を促進します。</p>
<p style="text-align: center;">看護師等確保対策事業 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>県内の医療を支える看護職員等の医療従事者の養成や離職防止の取組みに対する支援等を行い、医療従事者を確保します。</p>
<p style="text-align: center;">医療関係職種免許・資格等事務 〔担当課〕医療対策課</p>	<p>資格職である医療従事者が、関係法規を遵守し、必要な手続きを行うことにより、医療が適正に提供される体制を確保します。</p>

施策 - 4 - 1	子育て環境の充実
---------------	----------

目 的

子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感、孤立感が増しており、子育てを地域全体で応援する気運づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。

結婚の希望がある独身女性は9割以上ですが、未婚・晩婚化が年々進んでおり、また理想の子ども数より実際の子どもの数が少ないなど、結婚・子ども数について県民の希望が実現していない状況にあります。

出雲部を中心に保育所待機児童が発生しています。また、延長保育や一時保育など、働き方の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。

本県では全国に比べて共働きの割合は高い一方で、仕事と家庭の両立支援の取組みは遅れています。男女とも育児休暇が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができる職場環境が求められています。

取 組 み の 方 向

子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進めるとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育てに優しい地域づくりを進めます。また、結婚や家族を持つことを希望する県民を応援する地域づくりを進めます。

事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。

こどもの健全な心身の発達が図れるよう、待機児童の解消や保育サービスの充実などに向けた市町村の取組みを支援し、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの適正な運営の確保に努めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	➡	平成23年度
しまね子育て応援パスポートの普及率	%		
従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数	社		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
乳幼児の育児支援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	保育所における多様な保育サービスの提供や、子育て支援センターなどにおける子育て相談、子育てに関する情報提供などを推進し、子育てに対する不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援を図ります。
地域児童育成事業 〔担当課〕 青少年家庭課	児童に健全な遊びや生活の場を与えるため、放課後児童クラブや児童館で取り組まれている活動を支援することにより、児童の健全な育成、共働き家庭等の子育てを支援します。
みんなで子育て応援事業(こっころ) 〔担当課〕 青少年家庭課	県・市町村の共同事業で、子育て家庭に交付したパスポート(こっころ)を協賛店に提示すると、子育て応援サービスが受けられる「しまね子育て応援パスポート事業」やその関連事業を実施し、子育てを社会全体で応援する気運を醸成します。
仕事と家庭の両立支援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	労働者が働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定して広く広報するなどして企業を育成します。
ライフプラン応援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	少子化の最大要因である未婚化・晩婚化に対応し、独身男女の出会いの場を民間団体と協働して創出するとともに、独身男女のマッチングをするボランティア(はっぴいこーでいねーたー)を登録し、その育成や情報交換を促進します。

施策 - 4 - 2	子育て福祉の充実
---------------	----------

目 的

虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

現 状 と 課 題

児童相談所や市町村で受け付けた相談件数は増加傾向にあり、中でも虐待に関する相談は大幅に増えています。

児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図るための対策が進められており、児童相談所及び市町村における相談支援機能の充実と連携の強化が求められています。

里親への委託や児童福祉施設へ入所する子どもの中には、被虐待児や発達障害児など手厚い援助を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境のもとで、心理療法などの細やかな援助による家庭復帰や将来の社会参加に向けた支援の充実が必要となっています。

本県の離婚件数は、近年増加傾向にあり、就業、住居、養育など様々な面で困難を抱える母子家庭等の自立を促進することが課題となっています。

母子家庭等に対しては、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを含む総合的な対策への転換が求められています。

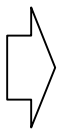
取 組 み の 方 向

児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能を充実します。

児童福祉施設への入所が必要な被虐待児や発達障害児等に適切な支援が行われるよう受け入れ体制を整備します。

母子家庭等の自立を促進するため、子どもの養育費の問題に対応する相談機能の充実を図るとともに、就業相談や職業能力向上などにより、個々のニーズに対応した就業を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
児童福祉の資格者を配置する市町村数	市町村		
就業支援等により経済的に自立できた母子世帯数	世帯		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>子どもと家庭相談体制整備事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>医師や弁護士との連携等による児童相談所の専門的機能の充実、市町村との連携の強化、児童委員及び電話相談を実施する団体への支援、子育て家庭への啓発等を行い、相談・支援体制、特に児童虐待の早期発見・早期対応を目指します。</p>
<p>児童自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、自立援助ホームなど児童福祉施設に入所した児童及び里親に委託された児童を家庭的な環境で養育するための支援を行い、児童の家庭生活への復帰や社会への自立を促進します。</p>
<p>母子家庭等自立支援事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>様々な課題・困難を抱えている母子家庭等の生活の安定を図るため、就業や養育などの相談機能の充実、就業支援講習会・無料職業紹介・自立支援プログラム策定などきめ細やかな就業支援等、自立に向けた支援を行います。</p>

施策 - 4 - 3	母子保健の推進
---------------	---------

目 的

安心・安全に出産できる体制を整備し、親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

母子保健は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。

本県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。しかし、低出生体重児の出生割合は増加傾向にあり、食育の推進、喫煙対策及び働く妊婦支援等、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。また、産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、関係機関が連携した妊産婦の支援策の充実が必要です。

妊娠・出産の安全確保のためには、産科・小児科医師の急激な減少及び偏在が問題となっており、これらの医師の確保とともに、周産期医療機関の効果的な機能分担とネットワークの充実が必要です。

少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障害など特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。

また、心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちに、心の健康や性と生の教育の実施など思春期保健対策を進めていくことが必要です。

取 組 み の 方 向

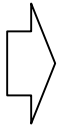
県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療ネットワークを充実します。

児童虐待防止対策のために、妊娠期及び産後早期の支援を関係機関の連携により充実します。

長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障害児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家庭への対応を推進します。

食育を推進し、小児期からの生活習慣病予防の環境づくりをすすめます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
周産期死亡率	%		
子育てに自信がないと回答した母親の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
お産あんしんネットワーク事業 〔担当課〕健康推進課	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊娠出産や新生児に対し必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制を構築します。
親と子の医療費助成事業 〔担当課〕健康推進課	未熟児や乳幼児、身体障害児、結核児童等が、早期に適切な医療を受けて健全に育つことができるよう、医療費等への助成を行い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
母と子の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	未熟児や長期療養児等ハイリスク児の在宅療養を推進するため、地域関係者等とのネットワークを強化します。また、母子保健関係者の資質の向上を目指します。
女性の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	女性の思春期における性や不妊に関する専門相談や健康教育を行うことにより、健康の自己管理や自己決定を支援する体制づくりを進めます。

目 的

効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

県内の国・県道の2車線改良率は62%で全国から20年遅れの整備水準となっておりますが、人々の日常の行動圏域が拡大するなか、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。

特に県内各地とインターチェンジを連絡する道路や生活圏中心都市と連絡する道路など一般国道や幹線になる県道等や、一定規模の集落と幹線を連絡する県道等については、重点的、計画的に、また、地域実情にあわせ、より効率的に進める必要があります。

現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,090 km、橋梁は約2,600橋あり、交通荷重の増大や経年劣化により舗装や橋梁の老朽化が進行しています。安全を確保するためには、適正な管理が必要となります。

取 組 み の 方 向

県内の一般国道や幹線になる県道等については、重点的に整備します。

幹線につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、地域実情に応じて1.5車線的改良を導入するなど、効率的に整備します。


島根県道づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。

都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。

橋梁については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。

県管理道路の路面状況を適正に保ち、安全で快適な走行を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
道路改良率	%		
生活圏中心都市への1時間アクセス圏域	%		
良好な路面状態の確保率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>< 幹線道路整備事業 > 地域振興プロジェクト支援のための幹線道路の整備 市町村合併支援のための幹線道路の整備 渋滞を解消するための幹線道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための幹線道路の整備 〔担当課〕 道路建設課</p>	<p>県民の日常生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進するために、地域の中心部と周辺市町村を結ぶ路線や隣接市町村間を結ぶ一般国道や幹線となる県道を整備します。</p>
<p>街路整備事業 〔担当課〕 都市計画課</p>	<p>市街地の渋滞緩和を図り、地域間交流の促進や都市環境の改善を図るために、都市の骨格道路を整備します。</p>
<p>幹線道路の整備に資する農道の整備事業 〔担当課〕 農地整備課</p>	<p>国道や幹線となる県道との連携が図られた広域農道等を整備することにより、農産物輸送等の効率化を図ります。</p>
<p>広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 〔担当課〕 漁港漁場整備課</p>	<p>漁業活動が安全で効率的に行えるようにするとともに漁村に生活する住民の利便性を高めます。</p>
<p>< 身近な生活道路整備事業 > 市町村合併支援のための生活道路の整備 地域振興プロジェクト支援のための生活道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための生活道路の整備 〔担当課〕 道路建設課</p>	<p>通学や買い物、通院など日常生活の利便性向上等のために、国道や幹線となる県道につながる身近な県道を整備します。</p>
<p>< 道路維持管理充実事業 > 〔担当課〕 道路維持課</p>	<p>道路を安全で快適に利用できるように、道路の災害復旧、道路路面や道路付属施設等の維持修繕を行います。</p>

施策 - 5 - 2	地域生活交通の確保
---------------	-----------

目 的

県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

鉄道、バス、離島航路などの公共交通機関の利用者は年々減少し、交通事業者の経営状況の悪化と、路線の縮小や減便が続いています。このため、通学、通院、買い物等の日常生活に必要な地域生活交通を確保するため、鉄道・バス路線、離島航路の維持に対する支援が必要です。

特に、隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上、また大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。

公共交通が空白である地域では、地域による住民の移送サービスの実施や検討が始まっており、今後、このような取組みがますます重要となります。

取 組 み の 方 向


交通事業者が効率的運行を図るための支援を行うことにより、生活路線を維持・確保します。

沿線住民の利用促進に一層取り組むことに加え、観光客やビジネス客等外部からの利用を拡大します。

交通事業者間の連携による接続の改善や、利用者の意見を反映した使いやすいダイヤ編成を働きかけることなどにより、利便性を高めます。

離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場などの整備を行います。公共交通が空白である地域においては、市町村や NPO 等による住民移送サービス等の取組みを支援することで、地域の移動手段を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
公共交通機関による日常生活の移動が便利だと思う人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
JR 利用促進事業 〔担当課〕交通対策課	山陰本線及び地方ローカル線の運行水準の維持はもとより、今後の維持、存続が危惧される路線の活性化のため、利用促進団体が行う事業に対して支援を行います。
バス路線運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	生活交通バス路線を維持し、利用しやすいダイヤと便数を確保するため、運行の維持に必要な経費を補助する等の支援を行います。
一畑電車運行維持事業 〔担当課〕交通対策課	一畑電車の運行を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、運行維持に必要な経費を支援するとともに、沿線自治体と利用促進事業に取組みます。
隠岐汽船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	隠岐本土間の航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
島前内航船運航維持事業 〔担当課〕交通対策課	島前内航船航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
新幹線等の整備促進事業 〔担当課〕交通対策課	県内と大都市圏を短時間で往来できるようにするため、在来線と新幹線との直通運転が可能なフリーゲージトレインについて関係団体の要望活動、地元気運醸成活動を支援し、導入実現を目指します。
離島航路整備事業 〔担当課〕港湾空港課	西郷港、七類港など隠岐航路に係る人流・物流の拠点になる港について、大規模災害発生時の避難、救助活動、物資輸送に対応できる耐震構造の岸壁の整備、利便性向上のための臨港道路の整備などを行います。

施策 - 5 - 3	IT 活用の推進
---------------	----------

目 的

県内ほぼ全域において整った高速インターネット環境を活用し、県民の日常生活や産業活動における行政上の手続きやサービス提供面での利便性を高めます。

現 状 と 課 題

インターネットは、県民の日常生活における便利なツールとして、身近な存在となっています。

とりわけ本県のように地理的に不利な条件にある地域を抱える自治体にとって、ICT（情報通信技術）の利活用は、行政手続き等の面でも効率的で便利な手段といえます。

行政分野においても、インターネット上で申請や届出などができる「電子的な総合窓口」を開設し、県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図ることは今後ますます重要かつ必要となります。

また、行政と県民とを結ぶ広聴広報面でも、スピーディーで分かり易い情報提供が可能となります。


情報の安全確保がますます重要になっているため、外部からの不正なアクセスなどの脅威から情報資産を守り、県民の個人情報の保護、正確な情報提供及び安定した行政サービスの提供などが必要です。

取 組 み の 方 向

県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図るため、インターネット上での申請や届出に関する利便性の向上を図り、行政分野におけるオンライン利用手続きの利用を促進します。

県民へのタイムリーで分かりやすい情報発信や、県政に関する県民からの意見提出手続きの簡便さという利便性の向上を図り、スピーディーで質の高い住民サービスの提供を実現します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
電子申請・届出等利用件数	年間 件		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
電子県庁の推進 〔担当課〕情報政策課	県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット上に県の「電子的な総合的窓口」を開設し、ITを活用した行政運営を行います。
公的個人認証サービス提供事業 〔担当課〕情報政策課	行政手続のオンライン化に必要な、個人の電子署名の真正性を証明する電子証明書を、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供し、本人確認を可能にするサービスを提供します。
行政情報通信基盤整備事業 〔担当課〕情報政策課	全県域 WAN 等の情報通信基盤を整備し、各情報通信システム、及び行政職員に対して、共通的なサービスを提供することにより、全体的な行政コストの削減、業務効率化、セキュリティを確保します。
統合型地理情報システム整備事業 〔担当課〕土地資源対策課	地理情報を利用する業務の効率化や施策の企画立案支援に資するとともに、県民・市町村へ積極的な情報発信を行うため、統合型地理情報システム（GIS）を整備・運用します。
公共事業支援統合情報システム推進事業 〔担当課〕技術管理課	公共事業の調査、計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面、書類及び写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換、共有、連携できる環境をつくります。

目 的

適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

現 状 と 課 題

中心市街地の空洞化や未利用地の拡大等に対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。

農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。

国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。

中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 み の 方 向

既存の社会基盤を有効に活用するため、土地利用の規制誘導を図るとともに、中心市街地における空洞化防止を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による社会基盤の整備や土地の効率的な利用を促進します。

良好な町並みの景観を形成するために、市街地などにおいて電線類の地中化などを推進します。

生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能の維持・保全します。

都市と農山漁村の交流を推進するために、特産品の掘り起こしや情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。

農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、空き家の再利用や必要な施設の整備を進めます。

有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
土地取引の届け出率	%		
土地区画整理事業による市街地の整備面積	ha		
電線共同溝整備率	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
国土利用計画策定事業 〔担当課〕土地資源対策課	総合的かつ計画的な土地利用を図るため、県国土利用計画を改定するとともに、市町村には市町村国土利用計画の改定を指導・支援します。
地籍調査事業 〔担当課〕用地対策課	市町村が実施する地積調査事業（まちづくりの基礎資料の作成や土地取引の円滑化等のため、一筆毎の土地について、所有者や面積、地目、境界などの調査を行い、その結果を現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します）が円滑に行われるよう支援します。
<都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業> 都市計画区域の指定・変更 都市における土地利用計画の策定 都市施設・市街地整備計画の策定 〔担当課〕都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。
<市街地整備事業> 土地区画整理事業 〔担当課〕都市計画課 まちづくり交付金事業 〔担当課〕都市計画課	道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。
都市公園整備事業 〔担当課〕都市計画課	県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。
快適な都市空間創出のための電線類地中化事業 〔担当課〕道路維持課	良好な町並み景観の形成と安全性、快適性を確保するために、道路管理者と電線管理者が連携して、市街地等において電線類地中化等による無電柱化を推進します。
農村地域の定住条件の整備事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域において、生産基盤の整備と併せて、農村地域の生活基盤や地域の特色を活かした都市住民との交流基盤を総合的に整備します。
中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕農業経営課	農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。
野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕森林整備課	鳥獣被害の軽減に向けた取組みを推進します。

施策 - 5 - 5	居住環境づくり
---------------	---------

目 的

下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

汚水処理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 18 年度末の汚水処理人口普及率は 63.9%と全国の 82.4%と比べ著しく遅れています。

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。

高齢者、障害者等が、快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進が必要です。

安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、水道未普及地域の解消や新たな水源の確保に向けた水道施設の整備が必要となっています。

取 組 み の 方 向

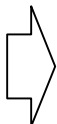
公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の汚水処理施設整備を計画的、効率的に進めます。

公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

水道の未普及地域の解消に向けて市町村と連携しながら着実に進めます。

安全、安心な水道水を安定して供給するため、新たな給水施設の建設と既存施設の改修を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
汚水処理人口普及率	%		
公営住宅供給量	戸		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課	県民だれもが快適に暮らせる環境を創出するため、下水道等の汚水処理施設の整備を促進します。
宍道湖流域下水道整備事業 〔担当課〕下水道推進課	宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の施設整備を計画的に行います。
市町村下水道整備支援事務 〔担当課〕下水道推進課	市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道の支援等を行い、地域に適した経済的な下水道の整備を促進します。
農業集落排水施設の整備事業 〔担当課〕農村整備課	農村地域において、農業用水や公共水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。
漁村環境整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	下水道や集落道、広場等の整備により漁村の生活環境を快適かつ安全にします。
県営住宅整備事業 〔担当課〕建築住宅課	老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替・改善を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備します。
住まい情報提供事業 〔担当課〕建築住宅課	インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。
人にやさしい建物づくり推進事業 〔担当課〕建築住宅課	建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障害者など身体機能上の制限を受ける方の行動を妨げることのない建築づくりを推進します。
公営水道施設整備促進事務 〔担当課〕薬事衛生課	安全で安心できる水道水を県民誰でも享受できるよう、水道未普及地域解消に向けた市町村の水道施設整備を支援します。
県営水道用水供給事業 〔担当課〕企業局施設課	平成 23 年度の供用開始を目指して尾原ダムを水源とする斐伊川水道を建設するとともに、既存の水道用水供給施設の老朽化・耐震化対策を実施します。

目 的

行政や地域住民に加えて、NPO など地域の内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手が不足し、冠婚葬祭など日常生活における相互扶助や、農地の維持管理などの共同活動の維持が難しくなっています。

県民が、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要となる集落機能の確保には、その基礎となる地域コミュニティの維持・再生が必要です。

地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体など地域の内外から多様な主体が参画することが重要です。

都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 み の 方 向

中山間地域を中心として、多様な主体が参画して行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを支援します。

農山漁村民泊や農林業体験などを推進します。


地域課題の解決や地域の活性化のため、地域の資源を活用して継続的に行う民間団体やグループの取組みを支援します。

農地・水・環境の保全・向上に向けた取組みを通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

活力や機能が低下した集落を含めて、環境・福祉・文化・産業等を総合的、かつ、広域的に補完できる新たな仕組みづくりを促進します。

農業生産や農地の維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型の集落営農組織の新規設立と機能強化を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
地域コミュニティの再生に取り組む市町村数	市町村		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p><地域づくり支援事業> 〔担当課〕地域政策課</p>	<p>「担い手」を育成するために、交流・ネットワークづくりの場の提供、スキルアップするための機会の提供や情報発信を実施します。また、田舎ツーリズムによる都市と農山漁村の交流を推進し、地域づくりを支援します。</p>
<p>中山間地域研究センター事業 〔担当課〕地域政策課</p>	<p>中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。</p>
<p>農地・水・環境保全向上対策事業 〔担当課〕農村整備課</p>	<p>農家だけでなく非農家等も含めた地域住民による農地、農業用排水路、農村環境を守っていかこうとする活動を総合的に支援し、地域協働活動の新しい枠組みづくりを促進します。</p>

基本目標

心豊かなしまね
(施策15本)

施策 - 1 - 1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
---------------	-----------------------

目 的

基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取り組みを進めます。

現 状 と 課 題

学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。

家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。

地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもの育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 り 組 み の 方 向

ふるさとへの愛着と豊かな感性を育むため、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を推進します。

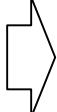
地域の大人たちが学校教育を支援する取組みを公民館活動と連携しながら推進します。

放課後の子どもの居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを育む機運を醸成するとともに、家庭と地域との接点づくりを進めます。

社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあて、自治、自立の理念に基づく地域の底力の醸成を進めます。

学校と家庭、地域との連携を密にしながら、食育の推進や、「早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠」という健康的な生活リズムの確立に取り組めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
ふるさと教育を実施している 小中学校の比率			

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>ふるさと教育推進事業 〔担当課〕 生涯学習課</p>	<p>ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施します。</p>
<p>放課後子どもプラン事業 〔担当課〕 生涯学習課</p>	<p>放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を確保するため、「放課後子どもプラン」を推進します。</p>
<p>実証！「地域力」醸成プログラム事業 〔担当課〕 生涯学習課</p>	<p>“人づくりの拠点”である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル公民館を選定して実証し、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。</p>
<p>地域教育コーディネーター派遣事業 〔担当課〕 生涯学習課</p>	<p>県の社会教育主事を「地域教育コーディネーター」として市町村へ派遣し、その専門性を活かしながら「学社連携・融合」の理念に基づく実践活動を幅広く推進します。</p>
<p>食育推進事業 〔担当課〕 保健体育課</p>	<p>食べる知恵を身に付けるため「食の学習ノート」の活用、栄養教諭とのチームティーチングなどに取り組みます。また、学校給食では食品の安全・安心を確保するとともに、関係団体等と連携し地産地消を推進します。</p>
<p>児童生徒の生活習慣改善事業 〔担当課〕 保健体育課</p>	<p>学校においては健康的な生活リズムを確立するため、教育活動全体を通して、実践力を身に付ける指導の充実を図っていきます。また、シンポジウムの開催等により、地域・家庭はもとより広く県民への啓発活動を行います。</p>

施策 - 1 - 2	発達段階に応じた教育の振興
---------------	---------------

目 的

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

現 状 と 課 題

子どもが将来にわたり、主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図り、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切にする心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。

若者の職業観・勤労観の希薄化や早期離職率の高さ、ニートやフリーターと呼ばれる若者の増加などが社会問題となっています。

小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的に見ても高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実などを一層進めていく必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加しています。児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な教育が必要です。また、特別支援学校では児童生徒の社会的・職業的自立にむけた教育の充実が求められています。

教育環境の整備のためには、老朽化した県立学校の校舎等の改修や情報化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 り 組 み の 方 向

少人数指導や習熟度別指導等により、一人ひとりの学習上の課題の克服に努めるとともに、家庭での学習習慣の確立や教員の授業力の向上、幼保小中高が連携した学習指導の推進を通して、学力の向上に努めます。

子どもの感性や人間性を育むため、読書活動を推進するとともに多様な体験活動を充実し、子どもの発達段階に応じた「心の教育」を推進します。

教科体育の充実、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。

子どもの発達段階に応じて、職業や勤労に関する意識や県内産業や企業への理解を高めます。また、専門高校においては、県内の産業界と連携した産業人材の育成を進めます。

子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。

障害のある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を推進します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度	➡	平成 23 年度
国語、算数・数学が好きな児童生徒の割合	%		
児童生徒の読書をする割合	%		
子どもの体力値			
不登校児童生徒の減少			

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
学力向上対策 〔担当課〕 義務教育課	学力低下が懸念される本県の教育の実態を把握し、その結果判明した諸課題に対して適切に対応するため、学習プリント配信システムの導入や教員の資質向上のための研修事業等を行います。
不登校対策推進事業 〔担当課〕 義務教育課	不登校対策としては、学校復帰や社会的自立を促進するために、市町村が運営する教育支援センターへの支援や、閉じこもりがちな児童生徒への体験活動の場の提供を推進します。また、不登校が発生しにくい教育環境を整えるため少人数学級やクラスサポート事業などを実施します。
悩みの相談事業 〔担当課〕 義務教育課	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のためいじめ相談電話やスクールカウンセラーの配置を進め、教育相談体制の機能の充実を図ります。
小学校低学年多人数学級支援事業（30人学級編制・小学校スクールサポート事業） 〔担当課〕 義務教育課	小学校1,2年生の多人数学級において、きめ細やかな指導を進めることによって、基礎基本の定着や個性を生かした特色のある教育を実現するため、当該学校の実態や意向を踏まえ、30人学級編制と非常勤講師の配置のいずれかを実施します。

<p>中学校クラスサポート事業 〔担当課〕 義務教育課</p>	<p>不登校や問題行動などが急増するいわゆる中1ギャップへの対応として、大規模中学校を中心に学習生活指導の両面において、きめ細やかな支援体制を構築するため非常勤講師を配置します。</p>
<p>特別な支援のための非常勤講師配置事業(にこにこサポート事業) 〔担当課〕 義務教育課</p>	<p>通常学級に通うLD、ADHD、高機能自閉症等発達障害のある児童に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、非常勤講師を配置します。</p>
<p>学校体育指導力向上事業 〔担当課〕 保健体育課</p>	<p>体育の授業や運動部活動により、児童生徒の運動に親しむ資質や能力の向上を図ります。小・中学生が自由時間等に気軽に楽しみながら運動に取り組める「しまねっ子！元気アップ・プログラム」の活用を推進します。体育教員や運動部活動の指導者の指導力を向上するための研修会等を実施します。</p>
<p>特別支援学校進路開拓推進事業 〔担当課〕 高校教育課</p>	<p>特別支援学校に在籍する生徒に対し職業教育を実施するとともに、職場開拓を行い、卒業後の進路先の保障に取り組みます。また、進路先の職場や施設等で自立した生活ができるよう、関係機関と連携した卒業後支援も進めます。</p>
<p>学校再編成関連施設整備事業 〔担当課〕 教育施設課</p>	<p>社会環境の変化や生徒数の減少をふまえた県立学校の再編成に伴い、不足する校舎や実習施設等の整備を行うことにより、生徒の多様な学習ニーズに対応したより良い教育環境を実現します。</p>
<p>高等学校校舎等整備事業 〔担当課〕 教育施設課</p>	<p>老朽化した高等学校や特別支援学校の校舎、屋内運動場等を計画的に改築・改修して耐震性を確保し、バリアフリー化や新たな機能も取り入れて、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現します。</p>
<p>私立学校・学校法人の支援事業 〔担当課〕 総務課</p>	<p>補助金交付により、魅力アップを図り、私立学校の経営の健全性確保、教育条件の維持向上、生徒確保等を促進します。</p>

.

施策 - 1 - 3	青少年の健全な育成の推進
---------------	--------------

目 的

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

現 状 と 課 題

非行少年数は減少傾向にあるものの、傷害・恐喝等の粗暴犯が増加するとともに、再非行率が全国平均を上回るなど憂慮すべき状況にあります。

インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな問題行動を誘発・助長し、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。

学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。

様々な問題を抱える家庭や子どもたちが増加しており、関係機関・団体が一体となった相談体制の充実や立ち直り支援が求められています。

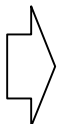
取 り 組 み の 方 向

青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。

地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援します。

関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や青少年に対する相談や立ち直りの支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
非行少年の数	人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
青少年を健やかに育む意識向上事業 〔担当課〕 青少年家庭課	大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取組みの支援を行います。
地域で育む子ども対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部	地域の子どもは地域で守ることを基本とした少年の社会参加活動を推進するとともに、非行防止教室等の開催により、子どもの規範意識の高揚を図ります。また、関係機関・団体、学校、家庭、地域等と連携し、子どもたちを違法・有害な情報から守るための対策を行うとともに、子ども支援センターと連携して、様々な困難を抱える少年に対する立ち直り支援を推進します。
少年非行防止対策事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全部	少年を非行から守り、育てるために、ボランティア団体、地域住民と協働した街頭活動を強化します。また、少年に関する相談に対して、助言・指導を行って悩みやいじめ問題等の解決を図ります。

施策 - 1 - 4	高等教育の充実
---------------	---------

目 的

自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しています。

少子化の影響により大学間競争が激化しており、魅力のある大学づくりが求められています。

県立大学は、大学改革により、平成 19 年 4 月に運営主体として公立大学法人島根県立大学を設立しました。これに併せ、松江、出雲にあった短期大学を統合し、島根県立大学短期大学部（松江キャンパス、出雲キャンパス）として、同法人が運営しています。

自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 り 組 み の 方 向

公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われ、島根県立大学と同短期大学部が「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアにおける知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」として魅力を高めていくよう、必要な支援を行います。

大学との包括連携の下で、大学教育の充実にあわせ県政への研究活動成果等の反映を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	⇒	平成 23 年度

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
公立大学法人の評価・管理事業 〔担当課〕総務部 総務課	公立大学法人島根県立大学の運営が計画通り適正に行われるよう業績評価を行います。
公立大学法人の運営支援事業 〔担当課〕総務部 総務課	公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、運営費交付金の交付など必要な支援を行います。

目 的

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。
多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

県民の潜在的な学習ニーズにも対応した情報提供や相談、地域での学習・実践活動の充実を図り、学習の成果を社会生活に生かす取組みが求められています。
県内のNPO法人数は年々増加しており、ボランティア活動率も34%と全国で2番目に高くなっています。特に、福祉、まちづくり、子どもの健全育成の分野の活動が活発に行われています。
地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としてのNPO法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。

取 り 組 み の 方 向

県民がいつでもどこでも、誰とでも学べ、その成果を生かすことができるように、社会教育施設における学習支援機能を充実するとともに、学習情報の提供、学習指導者の研修、図書館サービスの充実、青少年の自然体験に取り組めます。
地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会・体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。
NPOやボランティアに関する情報の収集・提供や、先駆的な団体の顕彰を行い、活動の促進・支援を行います。
NPOやボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織の核となるリーダーや運営者等に対して、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO相互の連携・ネットワークづくりや財政基盤の強化に向けた支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
生涯学習に取り組んでいる人の割合	%	➡	
NPO法人の認証数	法人		
ボランティア活動に参加している人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
生涯学習推進センター事業 〔担当課〕生涯学習課	公民館をはじめとする社会教育施設の職員やNPO関係者、各種コーディネーター、PTA指導者などを対象に、社会教育や「学社連携・融合」に関する学習支援プログラムなど即戦力を養いかつ専門的スキルを習得するための研修プログラムを開発・実施します。
青少年の家事業 〔担当課〕生涯学習課	小中学生を中心とした青少年に、宍道湖の湖面活動（サバニ・カッター）など多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
少年自然の家事業 〔担当課〕生涯学習課	小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
県立図書館事業 〔担当課〕生涯学習課	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。
活動団体の自立促進と活性化事業 〔担当課〕環境生活総務課 NPO活動推進室	地域の課題解決に自主的、自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう人材育成等の支援や県民活動拠点の充実を図ります。

施策 - 2 - 2	スポーツの振興
---------------	---------

目 的

県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりをめざします。
 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成をめざします。

現 状 と 課 題

健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等に応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
 子どもたちに運動頻度の減少が見受けられるとともに、県民の 50 歳以上の 3 分の 1 が 1 年間全く運動・スポーツを行っていない状況にあり、今後、この年代を中心として実施率を高めていく必要があります。
 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えています。
 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。

取 り 組 む の 方 向

多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
 国体等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
スポーツに取り組んでいる人の割合	%		
国民体育大会入賞競技数	競技		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
生涯スポーツ推進事業 〔担当課〕保健体育課	多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、県立水泳プール内に設置した「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
国体選手強化事業 〔担当課〕保健体育課	国体等の全国大会で本県選手が優秀な成績を収めるため、競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援し、競技力向上に努めます。
ジュニア競技力強化事業 〔担当課〕保健体育課	全国高校総体をはじめとする全国大会での上位入賞を目指し、学校体育団体が実施する強化練習会などを支援し、本県競技力の中心となる中学生・高校生の競技力向上に努めます。また、小学生・中学生を対象に長期的な視点にたったスポーツ教室等を実施し、一貫指導体制のもとで選手育成を図ります。

施策 - 2 - 3	芸術・文化の振興
---------------	----------

目 的

県民が芸術文化を楽しんだり、自ら活動に参加したりする機会を増やすことにより、暮らしの中で潤いや心の豊かさが実感できるような環境づくりをめざします。

現 状 と 課 題

県民一人ひとりが日常の暮らしの中で潤いや心の豊かさを実感できるように、国内外の優れた芸術文化に親しみ、個性あふれる地域文化を創造していくことが重要です。

国内外の優れた美術、音楽、演劇などに触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、地域の人々の交流の場の提供などに、県立美術館、芸術文化センター、県民会館の積極的な活用が求められています。

島根県文化団体連合会を中心として、県民や地域が主体となった自主的な文化活動が行われています。

県民の文化活動の種を掘り起こし、文化の担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図るとともに、地域固有の文化資源を発掘、活用して新しい文化の創造・育成につなげていくことが求められています。

取 り 組 む の 方 向

多彩な文化活動を促進するため、県民文化祭など発表機会の提供や、文化ファンドの活用などにより県民の自主的な文化活動の支援に取り組みます。

文化施設を活用して芸術文化の鑑賞機会の充実や、文化を担う人材の育成と県民主体の新しい文化の創造に取り組みます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
芸術・文化に親しんでいる人の割合	%	→	

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
創造的な文化活動推進事業 〔担当課〕文化国際課	島根県文化団体連合会主催の県民文化祭開催への支援や、活動団体等の文化ファンドの活用を推進します。また、文化振興財団と県が連携し、県民参加ミュージカル公演など県民の創造的な文化活動を推進する事業の実施により、県民の文化活動をより一層活発にするとともに、レベルアップを図ります。
芸術文化センター事業 〔担当課〕文化国際課	石見地域における芸術文化の拠点施設として、美術館とホールが一体となった特徴を活かしながら、県民に美術・音楽・演劇などの質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、地域文化を活かして新しい芸術文化を育み、人々の交流の場となる事業を展開します。
県立美術館事業 〔担当課〕文化国際課	県立美術館において企画展・コレクション展を開催するとともに、芸術をより深く理解するための教育・普及活動を行うことにより、県民に優れた美術を鑑賞する機会や、美術分野における活動発表の機会を提供します。
学校文化活動推進事業 〔担当課〕	多様な芸術文化に触れることにより児童・生徒の豊かな情操を培うとともに次代の文化活動の担い手を育成するため、学校だけでなく地域・文化団体とも連携し、活動成果の発表機会の提供、社会人指導者の活用による技術・表現力の向上を図ります。

施策 - 3 - 1	人権施策の推進
---------------	---------

目 的

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な面において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。

インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。

家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。

取 り 組 み の 方 向

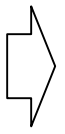
女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの重要な人権問題の解決に向けて引き続き取り組みます。

インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発を充実します。

各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取り組みを進めます。

市町村をはじめ関係機関、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
人権が尊重され差別のない社会 になっていると思う人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>人権啓発事業 〔担当課〕人権同和対策課</p>	<p>県民の人権・同和問題への関心を高め理解を深めるため、イベントや広報などの啓発活動を行います。</p>
<p>人権研修事業 〔担当課〕人権同和対策課</p>	<p>県職員及び市町村職員等の人権意識の高揚を図ることにより、人権に配慮した職務が遂行されるよう、人権・同和問題研修を実施します。 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。</p>
<p>人権啓発指導者養成事業 〔担当課〕人権同和対策課</p>	<p>各地域における研修の充実と人権意識の向上を図るため、市町村担当職員及び各種団体の指導者を対象に指導者としての資質と指導力の向上を図る研修会を開催します。</p>
<p>人権・同和教育推進事業 〔担当課〕人権同和教育課</p>	<p>県及び市町村の同和教育推進組織、学校教育・社会教育研究組織等の連携と組織的な取組を推進し、地域の実態に即した人権・同和教育の充実に努めます。</p>
<p>進路保障推進事業 〔担当課〕人権同和教育課</p>	<p>人権・同和教育専任教員や同和教育指導員による市町村及び県立学校の訪問や進路保障に主として関わる教員を対象とした連絡協議会を開催します。さらに、同和地区児童生徒、保護者、教職員の交流活動や教育相談活動を行います。</p>
<p>隣保館運営等事業 〔担当課〕人権同和対策課</p>	<p>隣保館の運営、改修等に助成を行うとともに、隣保館職員の資質の向上を図るため研修等を実施します。</p>

施策 - 3 - 2	男女共同参画の推進
---------------	------------------

目 的

男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

個人が様々な可能性を自ら選択でき、能力を最大限発揮できる環境づくりが求められており、これまでの働き方を改革し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが重要な課題となっています。

広報・啓発活動など様々な男女共同参画の取り組みを進めてきましたが、政策・方針決定過程等への女性の参画は、未だに不十分で、性別による固定的な役割分担意識は家庭、職場、地域などでまだ根強く残っています。

このため、あらゆる機会を通じて県民の固定的性別役割分担意識の解消やこうした意識に基づく制度や慣行を見直す一層の取り組みを進めていく必要があります。また、住民に身近な市町村が男女共同参画計画を策定し、積極的に取り組むことが求められています。

女性相談件数は近年増加の傾向にあり、中でもDV（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談が増加しており、被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。


取 り 組 み の 方 向

男女共同参画の理念が正しく理解され、社会のあらゆる分野に根強く残る固定的性別役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が見直されるよう啓発事業を行います。

家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、県民、事業者、市町村と連携・協力して取り組みます。

女性相談センターや各児童相談所などの県の女性相談窓口に加え、住民により身近な市町村にも相談窓口を設置するよう働きかける等、相談体制の強化を図ります。法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携によりDV被害者の自立に向けての支援を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
性別によって役割を固定的に分ける考え方に同感しない人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>男女共同参画の理解促進事業 〔担当課〕 環境生活総務課男女共同参画室</p>	<p>男女共同参画の理念が正しく理解され、社会のあらゆる分野で固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行が見直されるよう啓発事業を行います。また、市町村における取組を進めるため、市町村計画の策定を積極的に支援します。</p>
<p>関係団体等との連携による男女共同参画推進事業 〔担当課〕 環境生活総務課男女共同参画室</p>	<p>社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会、男女共同参画社会形成促進会議の開催等、県民、事業者や市町村と連携・協力して取り組みます。</p>
<p>女性の参画促進・人材育成事業 〔担当課〕環境生活総務課 男女共同参画室</p>	<p>政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性の参画の促進や地域において男女共同参画を推進するリーダーの養成を行います。また、しまね女性ファンドを活用して女性グループの自主的な活動を支援します。</p>
<p>女性相談事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>様々な悩みを持つ女性について、女性相談センターなどの女性相談窓口で広く電話や面接による相談に応じ、問題解決のために必要な情報提供、助言、指導などを行います。</p>
<p>D V 被害者等保護事業 〔担当課〕青少年家庭課</p>	<p>配偶者等からの暴力をうけたり、何らかの事情で保護が必要な女性に対して、一時保護所への入所など適切な保護を実施し、問題解決に向けての支援を行います。</p>

施策 - 3 - 3	国際化と多文化共生の推進
---------------	--------------

目 的

文化や価値観の違いを理解しあい、外国人にとっても県民にとっても安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。
 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を鍛え、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

県内に住む外国人は、平成 18 年 12 月末現在で 55 カ国、約 6,100 人に達し、10 年前の約 1.8 倍になりました。言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深め、国際的視野に立った共生社会づくりが求められています。
 交通機関等の発達により、容易に出入国できる環境や条件は向上しつつあり、年間 35,000 人の県民が出国するほか、外国人観光客の県内宿泊者数も約 30,000 人に及んでいます。
 県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。
 国際的な地球環境・エネルギー問題、貧困や格差、自然災害などの問題・課題が顕在化しており、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。

取 り 組 み の 方 向

外国人住民に対する情報提供の充実や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図り、多文化が共生する地域社会づくりを進めます。
 海外の青年との交流事業等により、島根の将来を担う若者の国際感覚を鍛え、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。
 北東アジア地域自治体などからの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に貢献します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
国際交流・協力活動に関心のある人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
外国人住民との共生事業 〔担当課〕文化国際課	国籍の多様化と人口の増加が進む外国人住民を生活者・地域住民として受け入れ、様々な課題について関係機関とも連携を図ることで、多文化が共生する地域づくりを推進します。
次世代人材育成事業 〔担当課〕文化国際課	北東アジア地域など、海外の青年との交流事業を実施することによって、島根県の将来を担う若者の国際感覚を養い、世界に対する理解と親善を深めます。
国際協力事業 〔担当課〕文化国際課	本県が交流を進めている地域の若者や本県出身の南米移住者子弟等を受け入れ、技術の伝承や人材の育成を行うほか、JICA 等に協力し、海外の国・地域の発展に貢献します。

施策 - 4 - 1	多様な自然の保全
---------------	----------

目 的

県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、多様な自然の保全に取り組めます。

現 状 と 課 題

県内に生息生育する動植物の中には、開発や過疎化の進行による森林や農地等の荒廃による生育環境の悪化や、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

農林地の荒廃は、大雨等による災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。

森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、農地等の環境保全機能の維持、回復に努める必要があります。

多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約登録を契機として、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた機運が高まりつつあります。

県民共通財産である自然を維持・保全していくために、県民と行政が一体となった取り組みを広げていくことが必要となっています。

取 り 組 み の 方 向

自然保護の普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然の保全に努めます。

動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅の恐れのある動植物については、大学や研究機関などと協力して、具体的な保護対策を検討するための調査・研究に取り組めます。

「水と緑の森づくり税」の活用など、県民、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取り組みを推進します。

水源のかん養、洪水の防止、美しい景観など、農地等が有する環境保全機能を維持するため、地域ぐるみの取り組みや県民等との協働を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
地域の自然環境が良くなったと思う人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然環境保全地域の保全事業 〔担当課〕自然環境課	県内の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域を指定し、これらが将来の世代に良好な状態で継承されるよう、地元住民等の協力を得て、適正な保全に努めます。
自然再生推進事業 〔担当課〕自然環境課	ウスイロヒョウモンモドキやオニバスなど、絶滅のおそれのある動植物を保護していくとともに、これらの動植物が生息・生育できる環境づくりを研究機関や地域住民とともに進めていきます。
ラムサール条約湿地の賢明利用推進事業 〔担当課〕自然環境課	ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」を地域全体で取り組んでいけるよう、県民、民間団体、沿岸自治体、鳥取県や国と連携し、事業の推進に努めます。
中山間ふるさと水と土基金事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域等において、農地等の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行い、農地等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の推進を図ります。
緑豊かな森の再生 〔担当課〕林業課	水を育み緑豊かな森林づくりへの県民理解を促進し、森林の様々な恵みを楽しんでもらうために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が一定の条件のもとに協定を締結し、荒廃した森林を再生します。
県民参加による森林づくり 〔担当課〕林業課	島根県立ふるさとの森を活用して森林に対する県民理解を醸成するとともに、「水と緑の森づくり税」や「緑の募金」を活用し、地域住民や緑の少年団、NPO、企業などが主体となる県民参加の森林づくりを推進します。

施策 - 4 - 2	自然とのふれあいの推進
---------------	-------------

目 的

自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。

登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。

これまでに整備された自然公園、森林公園や、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用することが求められています。


取 り 組 み の 方 向

自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーの場等として積極的に活用していきます。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。

河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、生物の生息環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の利用者数	千人		
自然学習施設の入場者数	千人		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	県内の全長約560kmの中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕地域政策課	日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
<河川・海岸環境整備事業> 河川環境整備事業 海岸環境整備事業 〔担当課〕河川課	自然環境との調和を保ちながら、親水性、生態系に配慮した河川・海岸の整備を行います。

施策 - 4 - 3	景観の保全と創造
---------------	----------

目 的

自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。

現 状 と 課 題

地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。

美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やNPO、企業等により進められています。


より多くの市町村が主体的に景観の保全と創造に取り組むとともに、地域の特徴を生かした個性豊かでよりきめ細かな景観の形成を図っていくことが必要です。

県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。

取 り 組 み の 方 向

築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体による様々な景観づくりの活動や市町村の主体的な取り組みを支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
地域に大切な景観があると思う人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p><地域性豊かな景観の保全事業> 築地松景観保全整備事業 〔担当課〕都市計画課</p>	<p>地域を代表する優れた景観である出雲平野の築地松景観を保全するため、維持経費の助成並びに広報や研修などを行います。また、石州赤瓦の家並みを保全するため、普及啓発や住民協定の締結を進めます。</p>
<p><魅力ある景観の創造事業> 地域景観づくり促進事業 景観アドバイザー派遣事業 大規模行為等指導事業 屋外広告物規制事務 〔担当課〕都市計画課</p>	<p>優れた景観を形成していくために、市町村や県民などが行う景観づくりを支援します。また、優れた景観を形成した施設や活動などを表彰します。</p> <p>周囲の景観に影響を与える大規模な開発行為について届出を求め、景観に配慮した施設となるよう指導や助言を行います。</p> <p>屋外広告物の掲出にあたって、良好な景観を形成するために、必要な規制を行います。</p>

施策 - 4 - 4	文化財の保存・継承と活用
---------------	--------------

目 的

県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

現 状 と 課 題

本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社など全国に誇りうる古代文化を中心とする歴史・文化が豊富に伝承され、国宝7件をはじめ565件の国指定・県指定の文化財が存在します。平成19年の「古代出雲歴史博物館」の開館や「石見銀山遺跡」の世界遺産登録などを契機に、全国的に本県の歴史・文化に対する関心が高まりつつあります。重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していくための課題が多くあります。

本県の誇るべき固有の歴史・文化を活用し、本県の存在意義を全国にアピールするとともに、郷土への誇りと愛着の醸成、歴史と文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

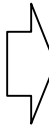
取 り 組 み の 方 向

本県固有の歴史・文化の調査研究と情報発信を行います。

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修繕、継承活動などに助成を行います。

古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の皆様に歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
島根県において、文化財の継承と活用がされ、文化が豊かと思う人の割合	%		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
古代文化研究事業 〔担当課〕文化財課	島根の特色ある歴史・文化について、基礎的な研究を継続するとともに、古代出雲歴史博物館の企画展示等でその成果を情報発信するため、特定のテーマについて、集中的に調査研究を行います。
歴史遺産保存整備事業 〔担当課〕文化財課	県内の歴史遺産(有形、無形、民俗文化財、史跡等の指定文化財)を、県民共通の財産・地域の資源として継承・活用するためには適切な保存修理・管理が必要です。本事業は、市町村や所有者が行う修理・管理事業に対して、経費の一部を助成し、必要な助言指導を行います。
古代出雲歴史博物館管理運営事業 〔担当課〕文化財課	島根の歴史・文化を、わかりやすく展示・紹介する古代出雲歴史博物館（平成 19 年 3 月開館）において、魅力的な企画展示等の運営や適切な維持管理を行います。

施策 - 4 - 5	環境保全の推進
---------------	---------

目 的

県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

島根県では、2010年の二酸化炭素の排出量を1990年に比べ2%削減することを目標としていますが、2004年時点では14.6%増加している状況です。

日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制に取り組むことが求められています。

一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 り 組 み の 方 向

大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。


島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な二酸化炭素削減の行動に移されるよう取り組みます。

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス利用などの新エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及啓発を行います。

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。

資源の循環利用や合理的な施肥技術・減農薬など環境への負荷軽減に向けた農林水産業の取り組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
地球温暖化対策協議会の会員数	団体		

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
事業者における地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課	二酸化炭素排出量の過半を占める事業者に対し、環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。
産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
廃棄物の減量化・循環利用対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	県民、事業者、及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制(Reduse:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の3Rの取組を促進します。
「環境を守る農業宣言」推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	農業者・消費者双方が「環境を守る農業宣言」を行うことにより、環境にやさしい農業の推進と県土保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図ります。
人と環境にやさしい農業推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透を図るなど、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取組みを推進します。
しまね新エネルギーの導入促進 〔担当課〕土地資源対策課・林業課	県が平成19年度に改定した新エネルギー導入促進計画に基づき、太陽光発電の公共施設や住宅等への導入や風力発電、地域資源の有効活用を意図した木質バイオマスエネルギー等の導入を促進します。
< 宍道湖・中海の水質保全 > 宍道湖・中海水質保全事業 宍道湖流域下水道運転管理事業 〔担当課〕環境政策課・下水道推進課	宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。

<p>< 汚泥の有効利用 > 穴道湖流域下水道運転管理事業 下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課</p>	<p>県内で発生する下水道汚泥を有効な資源として活用します。</p>
<p>建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課</p>	<p>公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。</p>
<p>環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開する。</p>
<p>県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課</p>	<p>既存の 12 水力発電所と 1 風力発電所の効率的な運転に努めるとともに、新たな発電所を建設します。</p>

計画の推進に向けた県の基本姿勢

- 施策 1 : 県民の総力を結集できる行政の推進
- 施策 2 : 市町村とのパートナーシップの構築
- 施策 3 : 財政健全化に向けた改革の推進
- 施策 4 : 迅速に活動できる組織の運営
- 施策 5 : 政策推進システムの充実

目 的

対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。

社会環境の変化などにより、これまでの公共的なサービスの仕組みを継続することが困難となるケースが生じています。また、このような状況を克服しようとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどが必要となっています。

県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を生かして共通の目的のもとに協働することが期待されています。特に、NPO は今後の公共サービスの新たな担い手として期待が高まっており、現在およそ 180 の NPO 法人が、福祉や環境、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。

取 り 組 み の 方 向

知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。

県民、NPO 等の自由な発想や提案等を汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や、地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。

協働推進員を配置し県庁内の推進体制を整備するとともに、協働に関する理解を深めるための研修や、協働事業の実践を通し職員の意識改革を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

目 的

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 21 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、より自立性の高い行政主体となる必要があり、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。

現在市町村財政は極めて厳しい状況に置かれていることから、平成 19 年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断基準を踏まえ、市町村の健全な財政運営に向け、迅速・適切に対応していく必要があります。

県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取り組みを行っていく必要があります。

地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、相互に連携・協力し合い、新たなパートナーシップを築いていく必要があります。

取 り 組 み の 方 向

県と市町村との関係については、十分な意見交換の下、各市町村の意向を尊重しながら、対等のパートナーシップの基に、助言等の支援を行っていきます。

地方分権の進展や市町村合併により行政体制が総体的に充実したことを踏まえ、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、基礎的自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう市町村への権限移譲を積極的に進めます。

税源移譲に伴う財政力格差の是正のためには、地方交付税による財源保障・財源調整が不可欠であることから、島根県の考えを国に強く主張していきます。

財政健全化法に基づく財政指標や、公会計制度の導入などを通じ、市町村行財政の健全化に向け助言・支援を行っていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

目 的

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。
行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

県では、これまでも、「財政健全化指針（平成 14 年 12 月策定）」や「中期財政改革基本方針（平成 16 年 10 月策定）」に基づき、全国的に見てもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組みに伴い、今後も更なる地方交付税の削減が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。本県財政の構造的収支不足は今後も 200 億円台後半が見込まれ、このままでは、平成 22 年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が危惧される非常事態です。

一方で、本格的な地方分権時代を迎え、自らの創意工夫と責任で活力に満ちた島根を築いていくためには、県が自主的に財政健全化を進め、この難局を乗り切っていく必要があります。

このため、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に基づき、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組むとともに、県の行財政全般にわたる徹底した改革を行い、必要な財源の確保に努めます。

取 り 組 み の 方 向

一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。
具体には、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。
平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間を集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実施します。

成 果 指 標 と 目 標 値

目 的

時代の変化に迅速に対応できる活動的な組織、民間の知恵や経験が取り入れられる柔軟な組織の構築に向け、不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

地方分権が一層進展する中で、社会経済情勢の急激な変化や多様化・高度化する県民ニーズに適宜的確に対応することができる組織体制に、常に見直していく必要があります。

これまでも、簡素で効率的な執行体制の整備を図る観点から、組織のフラット化・グループ化や、地方機関の統廃合等の見直しを進めてきました。また、平成 15 年 4 月から平成 24 年 4 月までの 10 年間で、一般行政部門の職員を中心に 1,000 人を削減する計画に取り組み、平成 19 年度までにほぼ 500 人を削減してきました。

厳しい財政状況が続く中で、更なる行政の効率化・スリム化に取り組む必要があり、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」においては、1,000 人の定員削減に加え、今後 10 年間で更に 500 人程度の追加削減を行うこととしています。

社会経済情勢が厳しい中、県行政に対する県民の関心は一層高まっており、この県民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりが、持てる能力を最大限に開発・向上させながら、県の組織目標を達成すべく総力を結集していくことが必要です。あわせて、高い使命感や倫理観を持ち、幅広い知識・経験に裏打ちされた能力とスペシャリストとしての能力を兼ね備えた公務員像の実現を目指す必要があることなどから、職員の意識改革と資質向上が急務となっています。

取 り 組 む の 方 向

県の組織については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直します。

職員数については、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に掲げたとおり、1,000 人の定員削減計画を着実に進めるとともに、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しなどにより 500 人程度の追加削減に取り組みます。

職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成 果 指 標 と 目 標 値

目 的

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、事業の成果の検証と評価を実施し、以後の県政運営の改善と行政資源の最適配分に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題

徹底した行財政改革の実施や地方分権の進展に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開が要請されており、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。

県では、平成 15 年度から、県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、効率的で質の高い行政運営を実現すること、県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、事業の実施結果を計画に基づいて評価し、改善にむすびつける取組みを進めてきました。

厳しい財政状況の中にあっても、県政運営の改善に役立つ新しい行政評価の仕組みづくりと、評価作業の効率化・スリム化を図っていく必要があります。

取 り 組 み の 方 向

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、また計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

成 果 指 標 と 目 標 値

